

見える化改革 報告書

「会計管理事務」

平成29年11月28日

会 計 管 理 局

「会計管理事務」報告書要旨

1 「見える化」分析の要旨

都政運営のインフラともいえるべき会計制度の整備及び適正な運用の確保のため取り組んでいる「会計管理事務」について分析。

分析	問題点
①不適正な事務処理は減少傾向（2016年度693件）にあり、事故等につながりうるものが半数程度。	①不適正処理の背景は、各局職員の知識・意識不足、事務負担・チェック機能不全など。
②職員による現金支出額は2016年度約60億円。（調査中）	②現金の取扱いは、紛失や横領等の事故リスクが高い。
③新公会計制度について、自治体初の財務諸表を作成・公表するとともに、マクロ面で財政運営へ反映。	③新公会計制度の特長を生かしたミクロ面でのさらなる活用が求められる。

2 今後の改革の進め方

3つの方針を設定し、全庁的な取組を進める。

方針①: 会計事務の適正化

- ・「しごと改革」の中で、会計事務フローの点検を実施
- ・これまでの取組から方向性の転換を図り、検査体制の見直し（リスクに応じた検査基準の見直し、自己検査の強化など各局の自律的取組の促進）、業務プロセスの改善（BPR）、ICT活用による省力化・効率化を推進

方針②: キャッシュレス化の推進

- ・「しごと改革」の中で、全庁的な「現金取扱いの実態調査」を実施
- ・代替手段等の対応方針を決定し、原則キャッシュレスとする

方針③: ミクロ面でのさらなる活用を促進

- ・新公会計制度の活用推進に向け、各局を支援し、自治体間連携を促進

目次

序章 会計管理事務とは

第1章 事業の現状

- 1 適正な会計事務の確保
- 2 新公会計制度の推進
- 3 安全で効率的な公金管理
- 4 官民連携ファンドの運営状況の監視
- 5 用品事務

第2章 事業の分析と課題の抽出

- 1 不適正な事務処理について
- 2 現金の取扱いについて
- 3 新公会計制度の活用・普及について
- 4 官民連携ファンドの仕組み及び資金回収について

第3章 今後の方向性

- 1 会計事務の適正化
- 2 キャッシュレス化の推進
- 3 マネジメントにおける新公会計制度の活用促進

参考資料

会計管理局は、各局が取り組む事業の円滑な遂行を支えるべく、都政運営のインフラともいべき会計制度の整備及び適正な運用の確保のため、「会計管理事務」として以下の取組を行っている。

- ① 適正な会計事務の確保
- ② 新公会計制度の推進
- ③ 安全で効率的な公金管理
- ④ 官民連携ファンドの運営状況の監視
- ⑤ 用品事務

本報告書は、「見える化改革」の一環として、会計管理事務に対する都民の一層の理解と納得を得ることを目的に作成した。

そのため、本報告書は3章構成とし、まず、第1章「事業の現状」において、当局の取組全般を整理し、第2章「事業の分析と課題の抽出」において、取組の分析とそれにより抽出された課題を明らかにした上で、第3章「課題に対する今後の方向性」において、課題解決のための取組を検討する。

内容については、「会計管理事務」を定量的に見える化することで、都民に分かりやすく説明することを心掛けている。

「会計管理事務」の全体像

報告する事業は、「適正な会計事務の確保」「新公会計制度の推進」「安全で効率的な公金管理」「官民連携ファンドの運営状況の監視」「用品事務」の5つ。

適正な会計事務の確保

- 会計実務等の指導及び直接検査や研修等の着実な実施
- 会計企画部門、検査指導部門及び出納審査部門が連携し、全庁における会計事務の適正化を推進

新公会計制度の推進

- 複式簿記・発生主義会計の考え方を加えた新公会計制度の運用
- 他自治体への支援

安全で効率的な公金管理

- 景気の動向や金融政策の先行きに特段の注意を払いつつ、安全性を最重要視し、流動性を確保した上で、柔軟かつ効率的な保管・運用を実施

官民連携ファンドの運営状況の監視

- 官民連携インフラファンド、官民連携再生可能エネルギーファンド及び官民連携福祉貢献インフラファンドの運営状況の監視

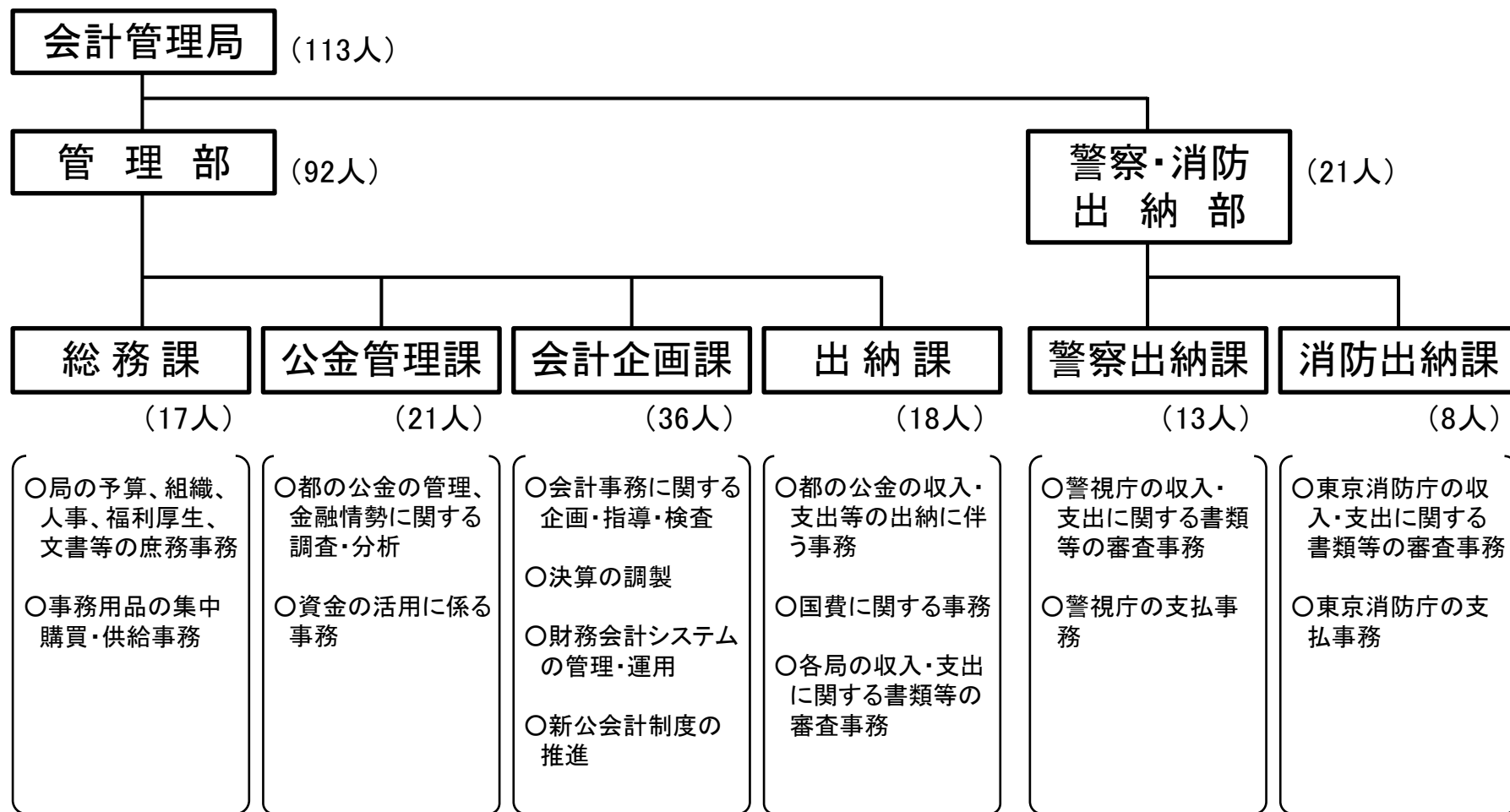
用品事務

- 用品を集中的に大量一括購入し、各局・所の需要に応じて安価に、計画的、安定的かつ迅速に供給

会計管理局の組織体制

会計管理局の組織体制は2部・6課、定数は113人。

○2017年4月1日現在の組織(カッコ内は定数)



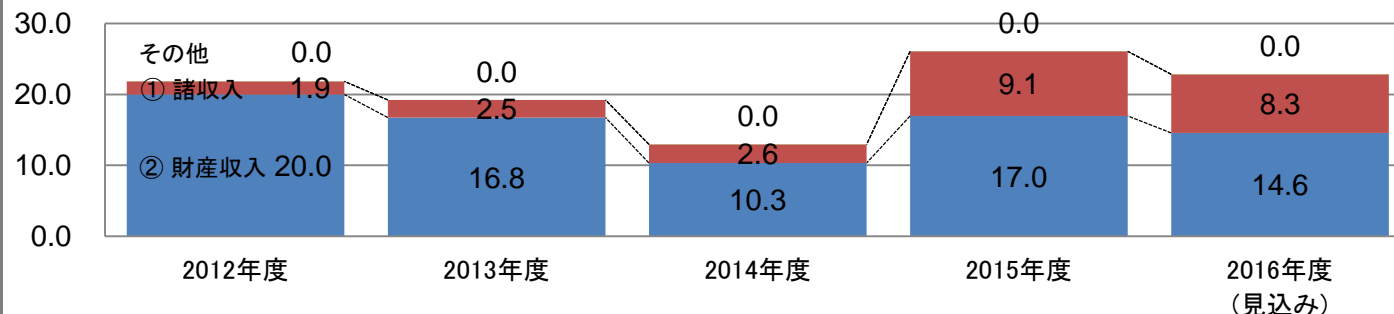
会計管理局の決算

歳入は、2015年度に、基金や歳計現金の平均残高の増加及び官民連携ファンドの分配金により、増加。

歳出は、2015年度に、官民連携ファンドへの出資により、歳出規模が40億円程度、増加。

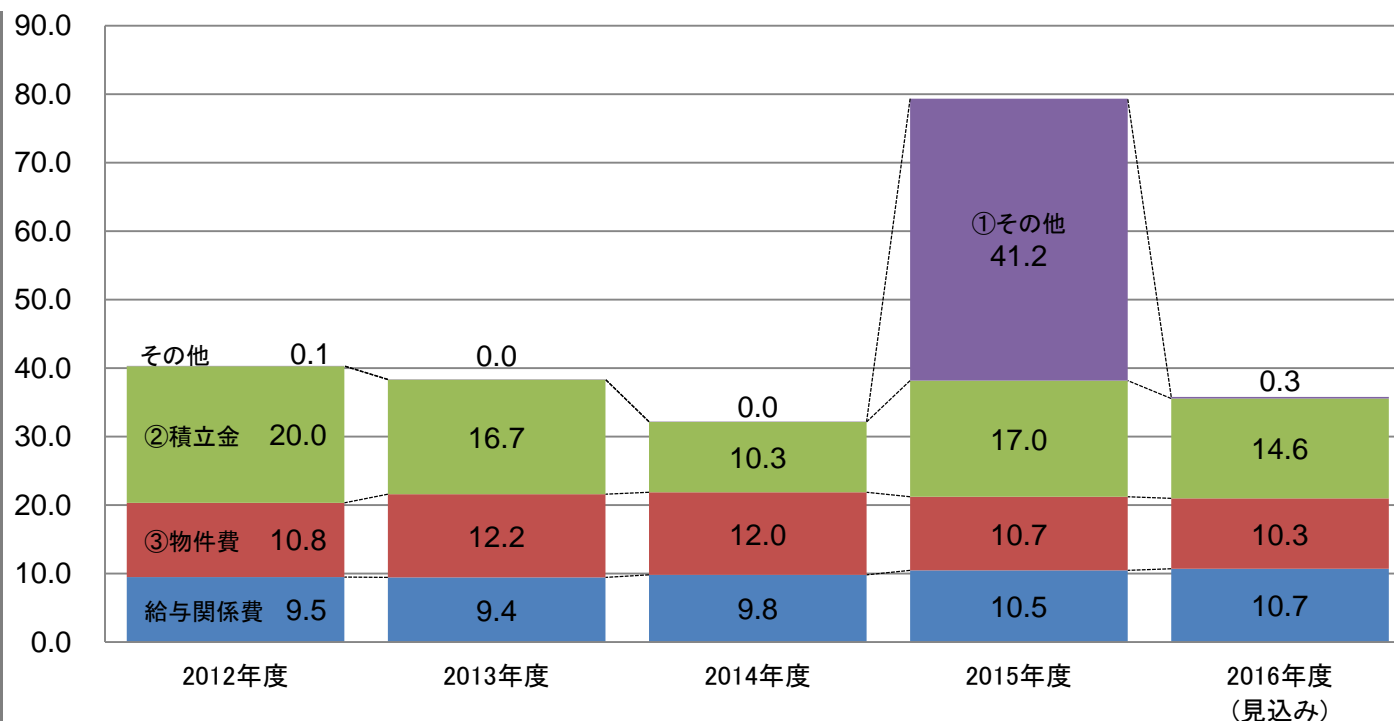
（単位：億円）

歳
入



- ① 歳計現金等から生じる利子、官民連携ファンドからの分配金(2015年度から)等
- ② 基金から生じる利子等

歳
出



- ① 官民連携ファンドへの出資金等
- ② 基金運用から生じた利子等を積立てるための支出
- ③ 委託料、役務費等

第1章 事業の現状

第1章「事業の現状」では、当局の「会計管理事務」の現状を整理。

1 適正な会計事務の確保

- ・適正な会計事務の確保に向けた体制、会計事務における現金取扱いの現状等
- ・会計制度の企画、財務会計システムの全体像、決算事務

2 新公会計制度の推進

- ・複式簿記・発生主義会計に基づく都の新たな会計制度の概要
- ・他自治体への普及・導入支援活動等

3 安全で効率的な公金管理

- ・都の公金管理についての考え方、残高・運用収入・運用利回りの推移、運用に関する工夫等

4 官民連携ファンドの運営状況の監視

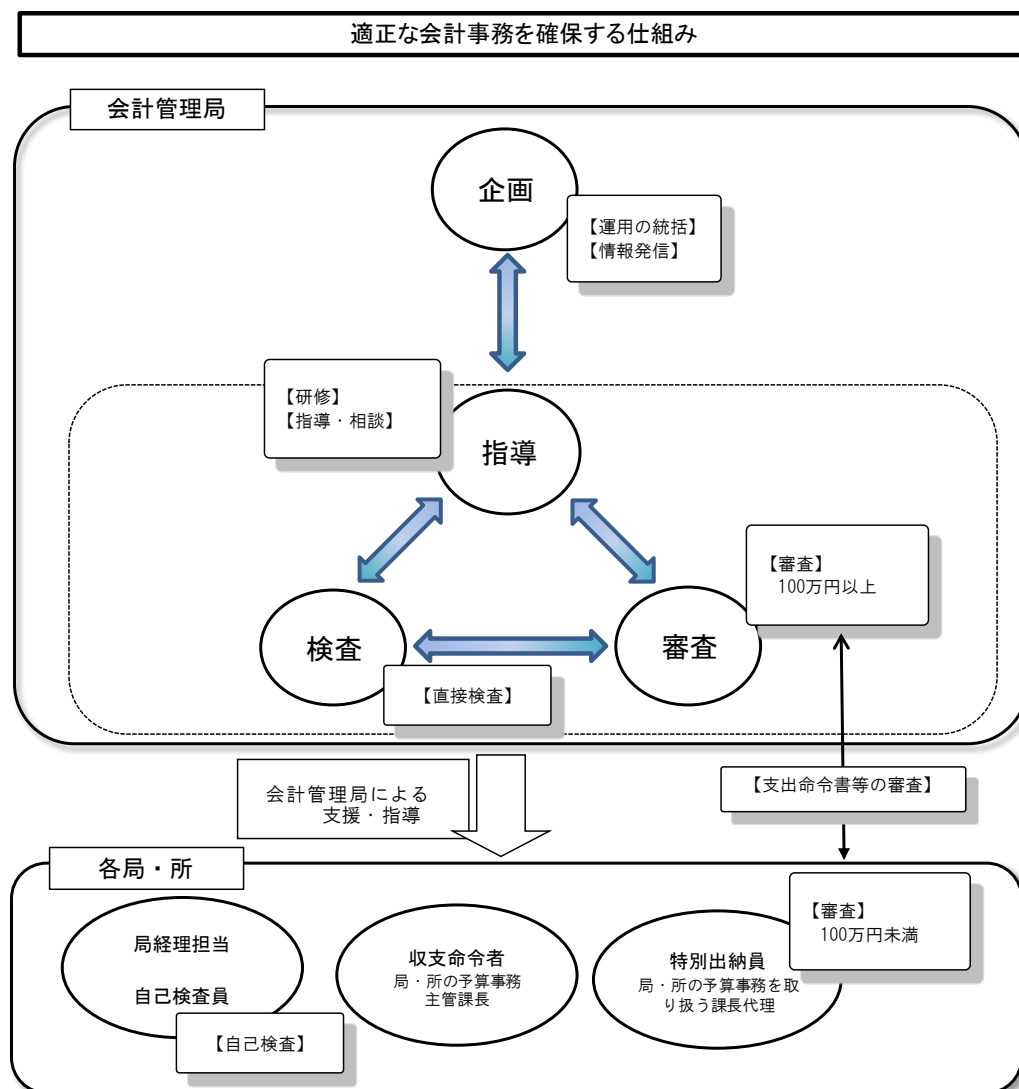
- ・当局が運営状況を監視している官民連携ファンドの概要

5 用品事務

- ・用品を集中的に大量一括購入し、各局・所に供給する用品制度の概要

適正な会計事務の確保に向けた体制

会計管理局は、各局・所の職員が会計事務を適切に行えるよう、「審査(支出前のチェック)」、「検査(支出後のチェック)」、「その他、各局・所への支援・指導」を実施。



○審査(支出前のチェック)

100万円以上	会計管理局 審査担当
100万円未満	各局・所 特別出納員 (会計管理者が委任)

※警視庁の支出は警察出納課、
消防庁の支出は消防出納課で審査

○検査(支出後のチェック)

直接検査	100万円未満 の支出等	会計管理局 検査担当
自己検査	局の収入 ・支出全般	各局 検査員
自己点検	課内 現金等	各課 点検員

○その他、各局・所への支援・指導

研修	会計管理局	指導 担当
相談・問合せへの対応		
検査での指導		検査 担当
検査結果のフィードバック		
情報発信	企画 担当	

会計事務の検査の体系

各局・所の会計事務検査は、会計管理局が行う直接検査と各局が行う自己検査・自己点検がある。これらの検査を通して、会計事務の適正化と全庁の会計職員的能力向上を図っている。

局	検査名		対象項目	検査担当者	対象部署	頻度	対象期間	根拠
会計管理局	直接検査	定期検査 2003年度～ ※	100万円未満の支出、前渡金の支出等 (特別出納員・資金前渡受者の事務等)	会計管理局 検査担当職員	全ての部(部を置かない局においては局)及び所 (約500部署)	2年に1回 (約250部署を検査)	前回実施日から今回実施日の前日まで	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法第149条第1項第5号(長による会計の監督) ・第170条第2項第6号(会計管理者による支出負担行為の確認) ・東京都会計事務規則第134条(直接検査) ・第129条(自己検査) ・東京都物品管理規則第65条(直接検査) ・第60条(自己検査) ・直接検査実施要綱 ・自己検査実施要綱 ・自己点検実施要綱
		再検査 2012年度～	定期検査の結果、会計管理者が改めて検査する必要があると認めた項目		定期検査の結果、会計管理者が必要と認める部及び所 (10～20部署)	定期検査を実施した年度又は翌年度に1回		
各局	自己検査		各局の収入・支出事務等	各局長が命じた職員 (経理担当職員等)	全ての部(部を置かない局においては局)及び所 (約700部署:警視庁・消防庁含む)	毎年度1回以上		
	自己点検 2003年度～		現金・金券類の管理等	所管課長又は所管課長が命じた職員 (課内職員)	会計事務を所管する課	四半期に1回		

※ 2002年度の特別出納員への審査委任を受け、会計事務の公正性の担保を目的に2003年度より定期検査を開始。

不適正な事務処理の抑制

予防保全・再発防止を重視した以下の取組等により、不適正な事務処理(※)件数を抑制。

※都の会計ルール・基準どおりに行われない事務処理のこと。

取組		開始時期	内 容	実績 (2016年度)
研修		2008年度	・4月から8月に実施する研修を新任の会計担当職員等を対象とした職員育成の手段として明確化し、研修受講を促進 ・不適正な事務処理の事例研究や演習など実践的な知識を付与	8科目 計29回
指導	日常の指導	—	各局、所からの相談や問合せ等、日常の事務指導を通じた知識付与	約3,800件
	「会計事務の手引」の拡充	2016年度	「会計事務の手引」と研修テキスト、質疑応答集の一部を統合し、体系的な知識付与が可能な新しい手引きを作成	—
検査	不適正事例の一覧を配付	—	検査時に受検部署に対し、検査でよく見られる不適正事例を配付し注意喚起	約250部署
	ヒアリングの実施	2014年度	検査時に受検部署における会計事務のチェック体制を確認しリスクを顕在化	
	経理担当者へのフィードバック	2003年度	検査やヒアリング結果を各局内の事務指導に活用できるよう各局経理担当者へフィードバック	延べ41回
	再検査による指導	2012年度	不適正な事務処理が多かった受検部署に対し、再検査によって再発防止に着目した指導を実施	12部署
	自己検査の支援と注意点認識の醸成	—	・各局における自己検査の実施にあたり、当該局の実態に即した計画策定を支援 ・不備内容を「検査結果事例集」として全局にフィードバックし、自己検査の実効性を向上	25局
情報発信	「会計だより」の発行	2012年度	隔月で会計担当職員向けの「会計だより」を発行し、検査において誤りが多く検出された事例等を周知	6回
		2013年度	人事異動時期の5月と7月に収支命令者や資金前渡受者である管理職向けの「会計だより」を発行	2回
		2016年度	過去の「会計だより」の合冊版を庁内電子掲示板に掲出し、用語の検索性を向上	—

会計事務における現金取扱いの制度

支出では、特定の経費について、職員(資金前渡受者)に概括的に資金を交付し、現金払いをさせる資金前渡がある。収入のうち、現金の収納は、会計管理者の命を受けて金銭出納員が実施。

(支出)

資金前渡の対象経費		取扱者	根拠	
随時の資金及び常時必要とする資金	<ul style="list-style-type: none"> ・非常災害のため即時支払を必要とする経費 ・外国、遠隔の地又は交通不便の地域において支払をする経費 ・講習会又は研究会の参加費、資料代その他これらに類する経費 ・駐車場や事業現場などにおいて直接支払を要する経費 ・生活扶助費などの経費 など	資金前渡受者	地方自治法施行令第161条	東京都会計事務規則第76条第1項各号
少額支払案件	<ul style="list-style-type: none"> ・1件5万円以下の支払い(工事請負費を除く) 			東京都会計事務規則第76条第5項
職員に支給する給与、旅費など	<ul style="list-style-type: none"> ・職員に支給する給与、旅費、児童手当の支払 ・議員、各種行政委員、その他の非常勤職員に対する報酬、費用弁償等 	給与取扱者		東京都会計事務規則第81条

(収入)

事 項	対 象	取扱者	根 拠	
税金、使用料、手数料等	各種窓口や臨戸で収納したもの等	金銭出納員	自治法第171条	会計事務規則第28条

(法令の規定)

- ・資金前渡は、概算払、口座振替払などと並ぶ支出の特例であり、金額や債権者が確定していない経費について、職員を介して支払を行う制度である。(地方自治法第232条の5第2項、同施行令第161条)
- ・給与は職員に直接、通貨で全額を支払わなければならない。給与等の資金の前渡を受ける者を給与取扱者という。(労働基準法第24条の1、地方公務員法第25条の2、東京都会計事務規則第81条第3項)
- ・現金の出納は、会計管理者から事務を委任された出納員が行う。(地方自治法第171条)

会計制度の企画(電子マネー収納推進の取組)

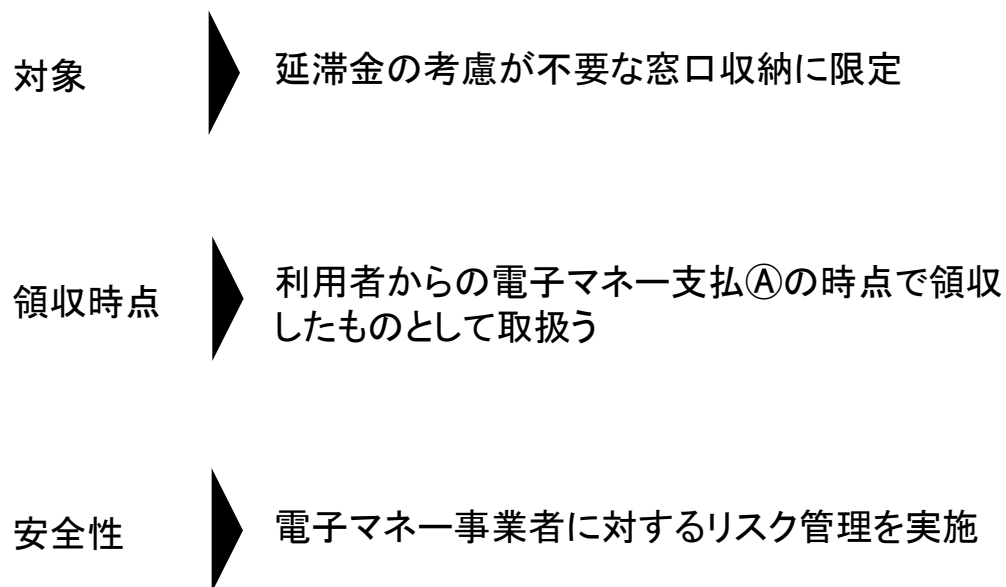
都では電子マネーによる公金収納の実績はない。

電子マネーは都民の利便性が高く、収納事務の効率化にも資する。

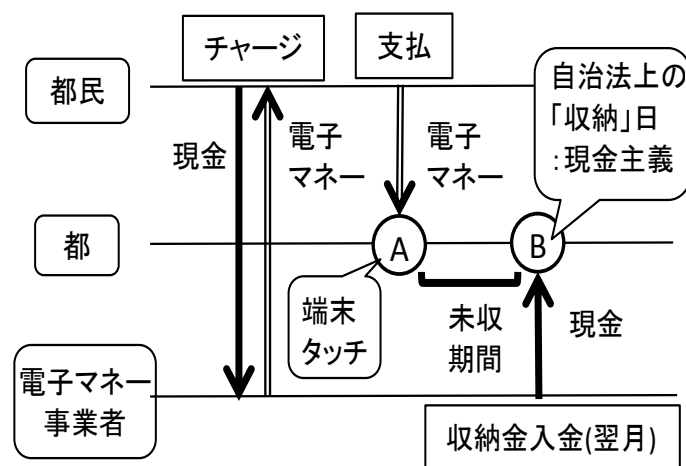
電子マネー収納の環境整備のため、「電子マネーによる公金収納の実務的指針」を2017年3月に策定し、9月に各局の導入予定について状況調査を実施。

都民や外国人旅行者など多くの人たちが訪れる都立施設への導入を支援。

「電子マネーによる公金収納の実務的指針」の概要



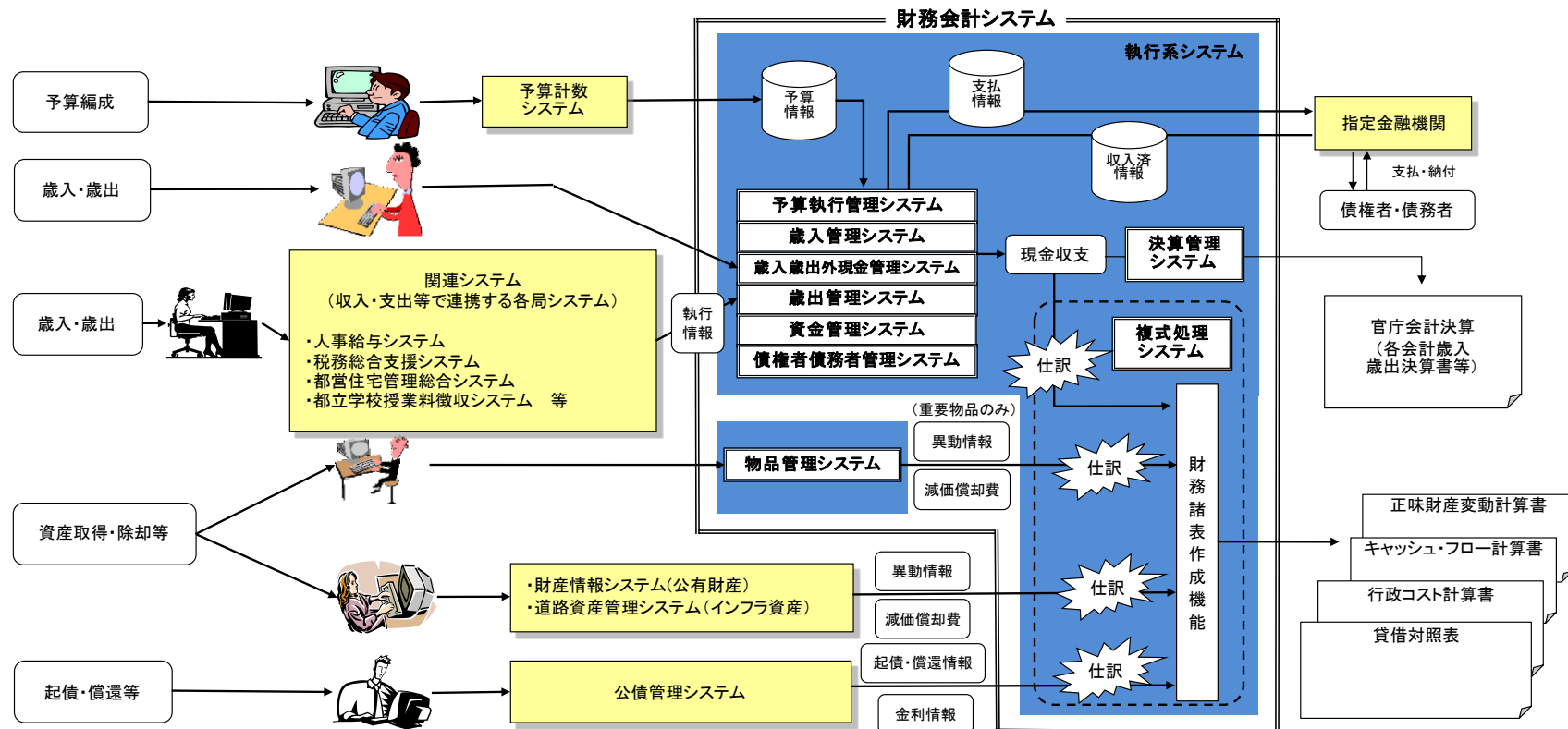
電子マネー収納の仕組み



財務会計システムの全体像

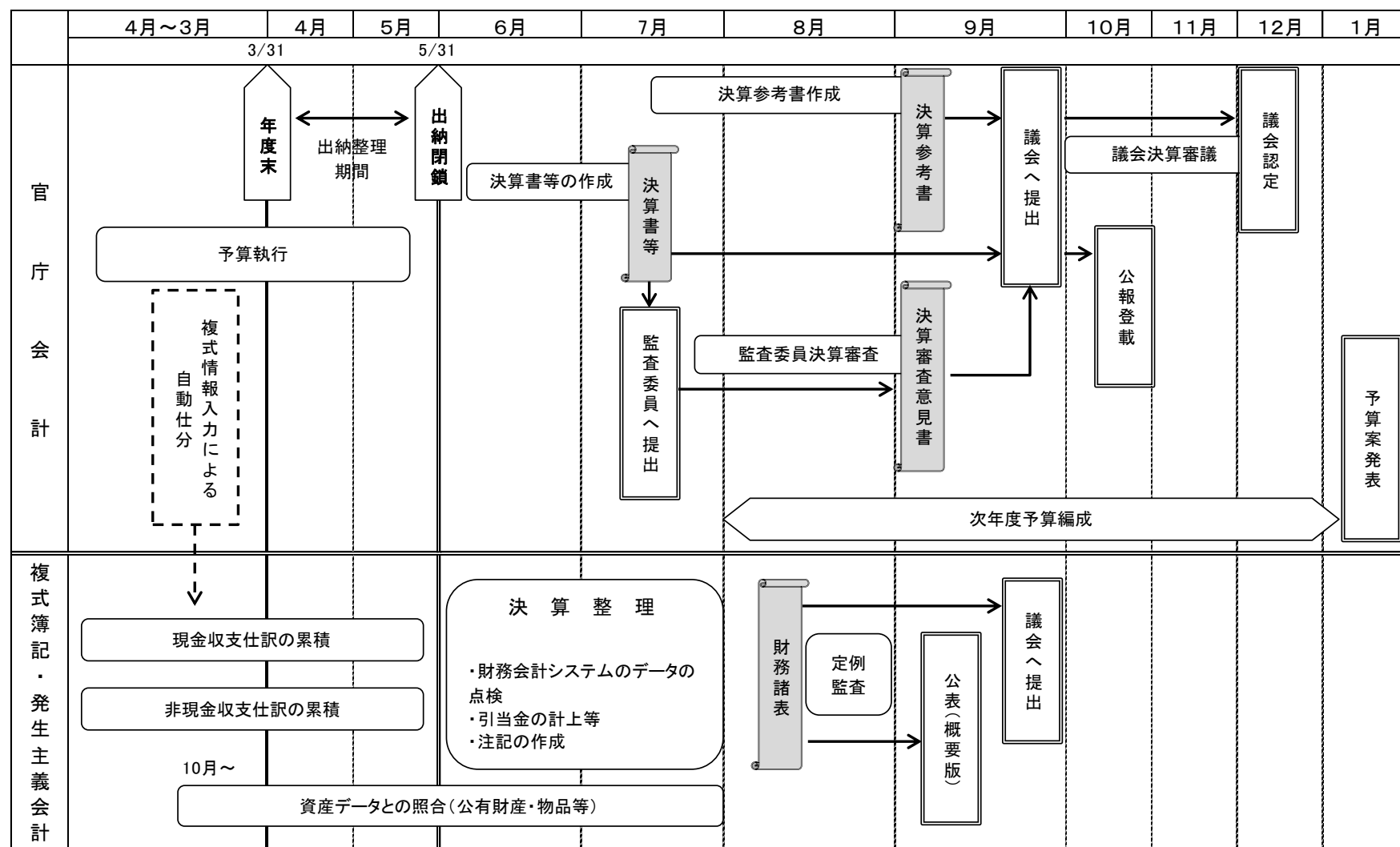
財務会計システムは、予算の執行、決算、物品管理等に係る内部管理事務について適正かつ迅速な事務処理を支援する、大規模な全庁的基幹システム。単式簿記・現金主義会計と、複式簿記・発生主義会計の処理を同時に行うことが可能。

2006年3月から現行のシステムが稼働。



決算書、財務諸表等の議会提出までの流れ

地方自治法に基づき決算を調製し、監査委員の決算審査の意見とともに決算を議会の認定に付す一連の業務及び都民への公表を実施。



議会に提出する決算資料

地方自治法等に基づき、下記の資料を議会に提出。

【本会議】

【決算特別委員会 各分科会】

【官庁会計】

- ・決算書等(会計管理局)
 - 各会計歳入歳出決算書
 - 歳入歳出決算事項別明細書
 - 実質収支に関する調書
 - 財産に関する調書
- ・決算参考書(会計管理局)
- ・各会計歳入歳出決算審査意見書(監査事務局)
- ・主要施策の成果(財務局)

- ・決算説明書(各局)

【複式簿記・ 発生主義会計】

- ・決算参考書 財務諸表(会計管理局)

会計別の財務諸表

- ・決算参考書 財務諸表(各局)

会計別の財務諸表

東京都の新たな公会計制度の概要

都では、従来の官庁会計に複式簿記・発生主義会計の考え方を加えた新公会計制度を2006年度から運用し、「東京都会計基準」に基づく財務諸表を、決算参考書として議会に提出。

新公会計制度導入の目的

複式簿記・発生主義会計の考え方により、官庁会計では明らかにならなかったストック情報及びコスト情報を把握し、マネジメントへの活用、職員の意識改革(コスト意識の醸成)、アカウンタビリティ(説明責任)の向上を図る

「東京都会計基準」の特色

(経緯) 都の新公会計制度の検討開始時点(2002年5月)では、行政に適用できる会計基準が存在しなかったため(※1)、企業会計原則等の会計基準を基本に、「東京都会計基準」を策定

① 行政の特質を考慮

→ 「インフラ資産」を区分計上等

例: 将来にわたり維持が必要であり売却不可能な資産を大量に保有(道路・橋梁等)

② 財務諸表が住民にとってわかりやすい

→ 企業会計の貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書に準拠

③ 個別の事業改善に活用できる財務諸表

→ 事業別財務諸表の作成・活用が可能

④ 従来の官庁会計の会計処理との整合性を確保

→ 出納整理期間の考慮、勘定科目に予算と同様の科目分類を採用

※1 総務省は、2007年10月に「基準モデル」「総務省方式改訂モデル」、2014年4月に「統一的な基準」を提示

東京都の新たな公会計制度の概要

正確な財務諸表の作成

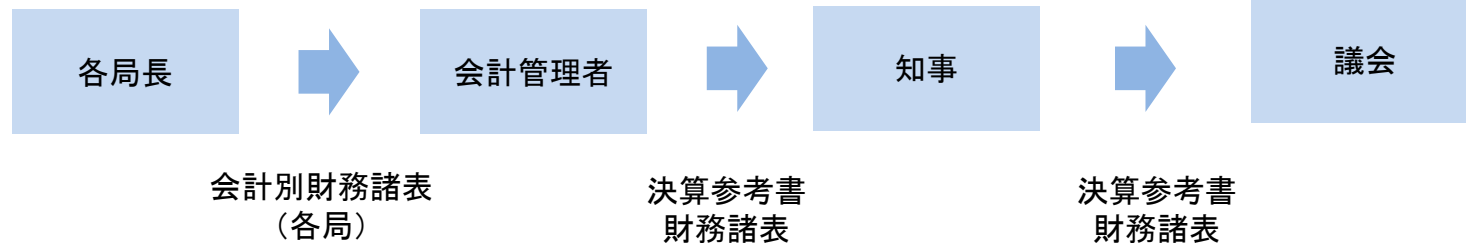
ア 東京都会計基準の充実 → 企業等の会計基準の動向等を踏まえつつ継続的な見直しを実施

イ 全庁の会計処理の正確性の確保 → 勘定残高・財産台帳間の照合、運用マニュアルの整備、研修・検査

ウ 財務会計システムにおける複式処理の安定運用 → 複式仕訳を行うサブシステムの安定運用

財務諸表の議会への提出

地方自治法上の議会による決算認定の対象ではないが、各会計の歳入歳出決算を補完する資料として提出



新公会計制度普及促進連絡会議等

制度導入の先行自治体(17団体)が普及に向けて連携した取組。都内自治体にもきめ細かく支援。

先行自治体の取組 (新公会計制度普及促進連絡会議)

設置目的

新公会計制度導入の先行自治体が、制度導入の目的やプロセス等について情報交換するとともに、全国自治体への普及が一層進むよう連携した取組を協議する

構成団体 → 17団体 (2017年5月現在)

※下線は当初5団体

東京都、大阪府、新潟県、愛知県、町田市、大阪市、江戸川区、大阪府吹田市、福島県郡山市、荒川区、福生市、八王子市、中央区、世田谷区、品川区、渋谷区、板橋区

活動実績

- 2011年度 第1回会議 <5団体> (東京都、大阪府、新潟県、愛知県、町田市)
- 2012年度 第2回・第3回会議 <7団体> (新規: 大阪市、江戸川区)
セミナー <東京ビッグサイト>
パンフレット「新公会計制度だからわかること・できること」作成
- 2013年度 第4回会議 <8団体> (新規: 大阪府吹田市)
セミナー① <都内ホテル> / セミナー② <大阪府庁>
パンフレット①「自治体トップのための新公会計制度のすすめ」作成
パンフレット②「新公会計制度導入ロードマップ」作成
- 2014年度 第5回会議 <12団体>
(新規: 福島県郡山市、荒川区、福生市、八王子市)
シンポジウム <町田市内ホテル>
- 2015年度 第6回会議 <12団体>
セミナー <都内ホテル>
「事業別財務諸表 指標分析ガイド」作成
- 2016年度 第7回会議 <15団体> (新規: 中央・世田谷・品川区)
シンポジウム開催 <江戸川区内ホール>
- 2017年度 第8回会議 <17団体> (新規: 渋谷・板橋区)

連絡会議の議題

(2017年5月22日開催 第8回の場合)

- 各団体の活動報告・活動予定、財務諸表の活用状況等
- 各団体の総務省の統一的な基準への対応状況
- 都が開催した「他団体との『意見交換会』」開催結果

シンポジウム・セミナーの内容

(2016年度の場合)

- 【テーマ】財務諸表の有効活用が自治体経営を変える
- 【参加者】自治体関係者等、300人弱
- 【内容】町田市、大阪府吹田市、江戸川区によるパネルディスカッション等

都内自治体への支援

- 2010年度以降、区長会・市長会・町村会における制度説明や、区長会・市長会の研修会における講義等を実施
- 現在は、下記支援を実施
 - ・品川・板橋区で制度に携わる職員の、都の制度所管部署への受入れ
 - ・世田谷・品川・板橋区と個別に支援協定を締結し、各団体内部の検討組織に都職員が参加
 - ・市長会研修会における講義の実施及び企画への助言

総務省の「統一的な基準」を導入する団体との「意見交換会」

都内自治体等における円滑な制度導入を支援するため、実務上の課題について意見交換会を実施。

「統一的な基準」による財務書類の整備

総務省は2015年1月に、全国自治体に対し2017年度までに「統一的な基準」(※)による財務書類の整備を要請。

全国自治体は財務書類の作成・公表へ向けて取り組んでいる。

※「統一的な基準」

総務省が2014年4月に公表した、地方公共団体における財務書類の作成に関する統一的な基準

区市町村担当者の課題認識

- ・具体的にどんな実務が発生するんだろう？
- ・他の団体ではどんなやり方してるんだろう？
- ・限られた体制でどうやれば効率的に作成できるんだろう？
- ・住民にどのように見せていけばいいんだろう？
- ・どう活用できるんだろう？



「意見交換会」開催概要

【目的】 都が培ってきたノウハウを提供し、他団体の円滑な制度導入の一助とする

【対象】 「統一的な基準」を導入する都内区市町村、近隣県・市、新公会計制度推進シンポジウム参加団体 等

【内容】 ○ 都職員による講演「実務上の留意点」
○ 意見交換、都との対面相談

【参加状況】

開催回		参加(延べ数)		
2016年度	第1回	都内 23		計 23
	第2回	都内 6	都外 3	計 9
2017年度	第1回	都内 22	都外 8	計 30
合計		都内 51	都外 11	計 62

公金管理について(根拠となる法令と都の考え方)

法令及び「東京都公金管理ポリシー」(2015年3月策定)に基づき、安全性の確保を最重要視し、流動性を確保した上で、柔軟かつ効率的な保管・運用を実施。

根拠となる法令

○ 地方自治法第235条の4第1項

普通地方公共団体の歳入歳出に属する現金(以下「歳計現金」という。)は、最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならない。

○ 地方自治法第241条第2項

基金は、確実かつ効率的に運用しなければならない。

都の公金管理の考え方

○ 安全性の確保を最重要視

公金の原資は都税であることから、運用元本を毀損することがないように安全な金融機関・商品で保管

○ 流動性の確保

公金は事業執行のための財源であり、緊急の資金ニーズにも対応できるよう流動性を常に確保

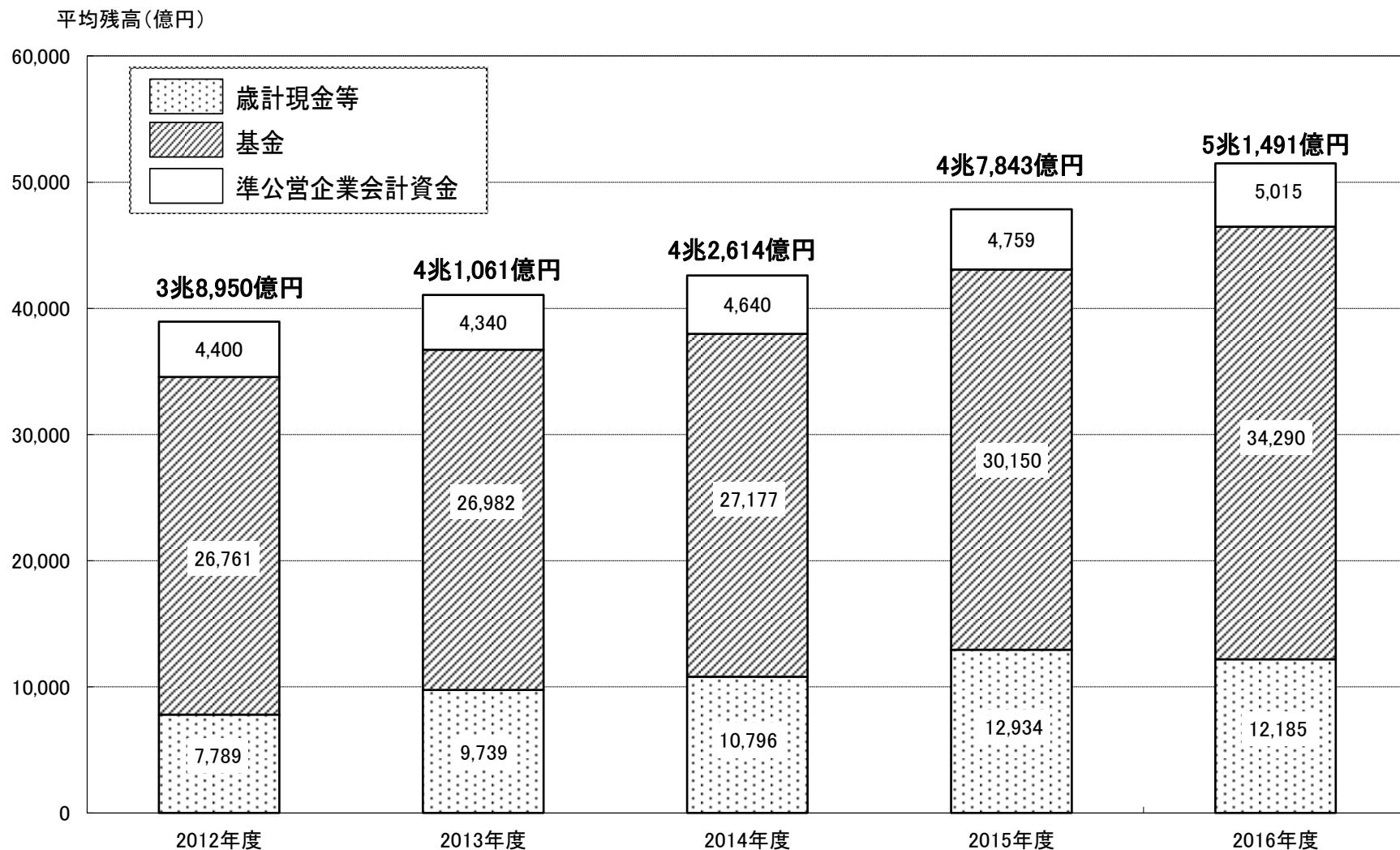
○ 効率性の追求

安全性及び流動性の確保を大前提にしつつ、運用収入の最大化を図り、金融環境の変化に応じて、柔軟かつ効率的な運用を実施

- ・ 以上を公金管理の基本原則とした「東京都公金管理ポリシー」を策定
- ・ これに基づき、毎年度策定する「公金管理計画」において、具体的な公金の保管・運用方法を決定
- ・ 公金管理の実績については、四半期ごとに公表中

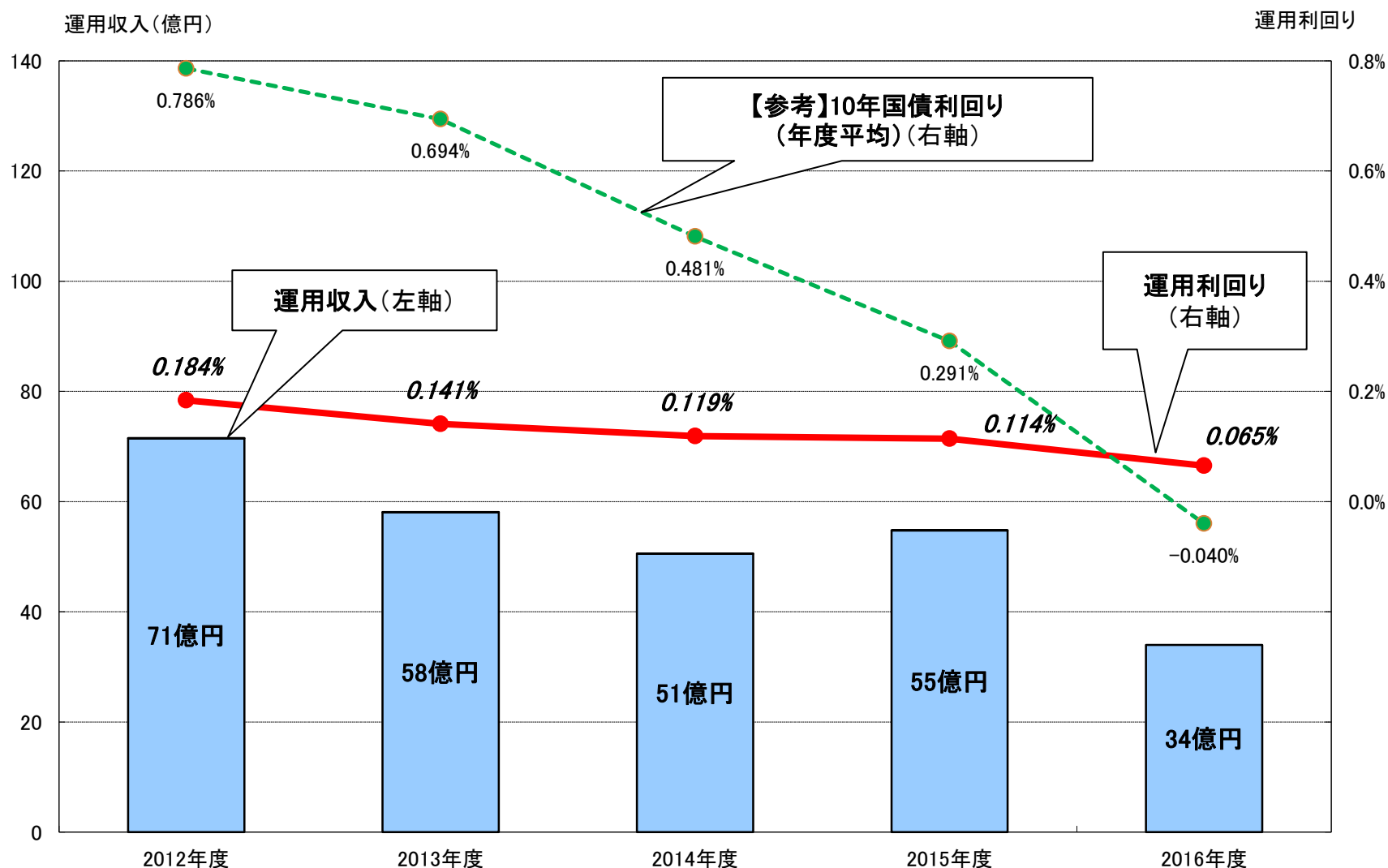
公金残高の推移(2012年度以降)

企業収益の回復に伴う都税収入の増加により、公金の残高は毎年度増加。



運用利回り及び運用収入の推移(2012年度以降)

市場金利の低下により、運用利回りは毎年度低下。公金の平均残高は増加しているが、運用収入は減少傾向。



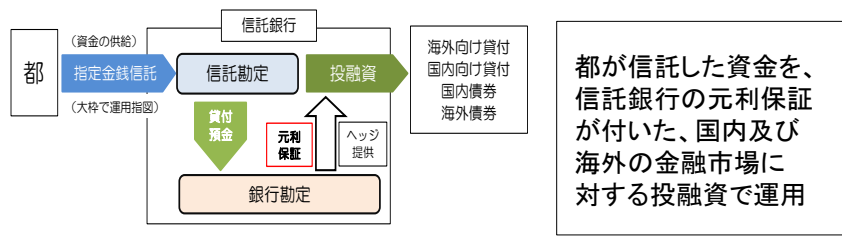
出典:「公金管理実績」(各年度)(東京都会計管理局)
10年国債利回りは、ブルームバーグ社のデータを加工

安全性の確保を最重要視した上での効率性追求のための工夫

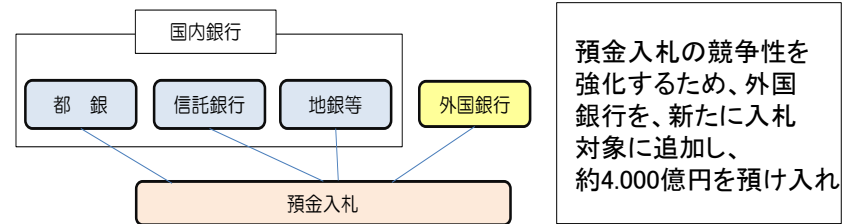
日本銀行の金融緩和政策の継続に伴う超低金利状況の中、運用商品の拡充や適切な分散運用など、安全性をしっかりと確保した上で、柔軟かつ効率的な運用を実施。

● 2015年度の公金管理計画における新たな取組

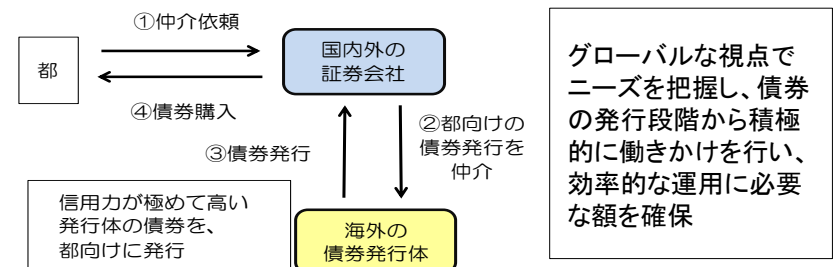
元利保証型の金銭信託 【2016年度末残高:250億円】



外国銀行への預金預け入れ開始 【2016年度末残高:3,999億円】

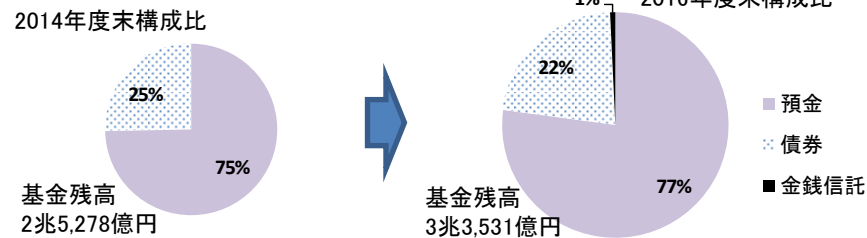


円建て外債・ユーロ円債の組成 【2016年度末残高:100億円】

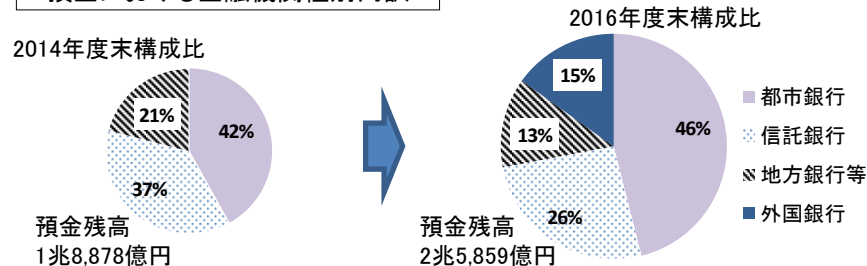


● 会計管理局で管理する基金の運用構成比の推移

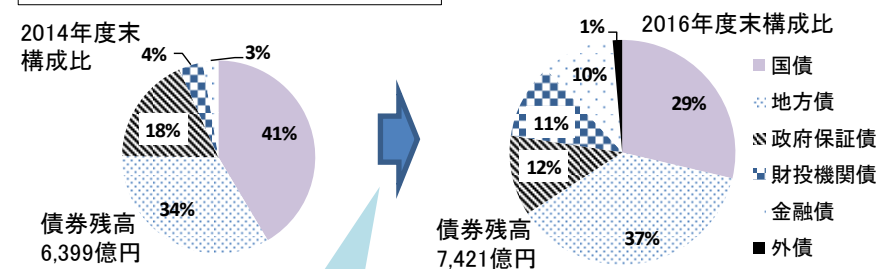
運用商品別内訳



預金における金融機関種別内訳



債券における種別内訳



日銀の金融政策を踏まえ、国債・政府保証債から、利回りの確保できる地方債や財投機関債等へシフト

官民連携ファンドについて

会計管理局は、官民連携ファンドの運営状況を監視。

【会計管理局所管の官民連携ファンド】

- 官民連携インフラファンド(2012年度組成)
- 官民連携再生可能エネルギーファンド(2014年度組成)
- 官民連携福祉貢献インフラファンド(2015年度組成)

【官民連携ファンドの意義】

民間のみでは進まない領域において政策目的を促進するため、直轄事業や補助事業といった政策手法とは別に、行政と民間の連携による新たな政策手法としてパイロット的に実施しているものである。

【官民連携ファンドの特徴】

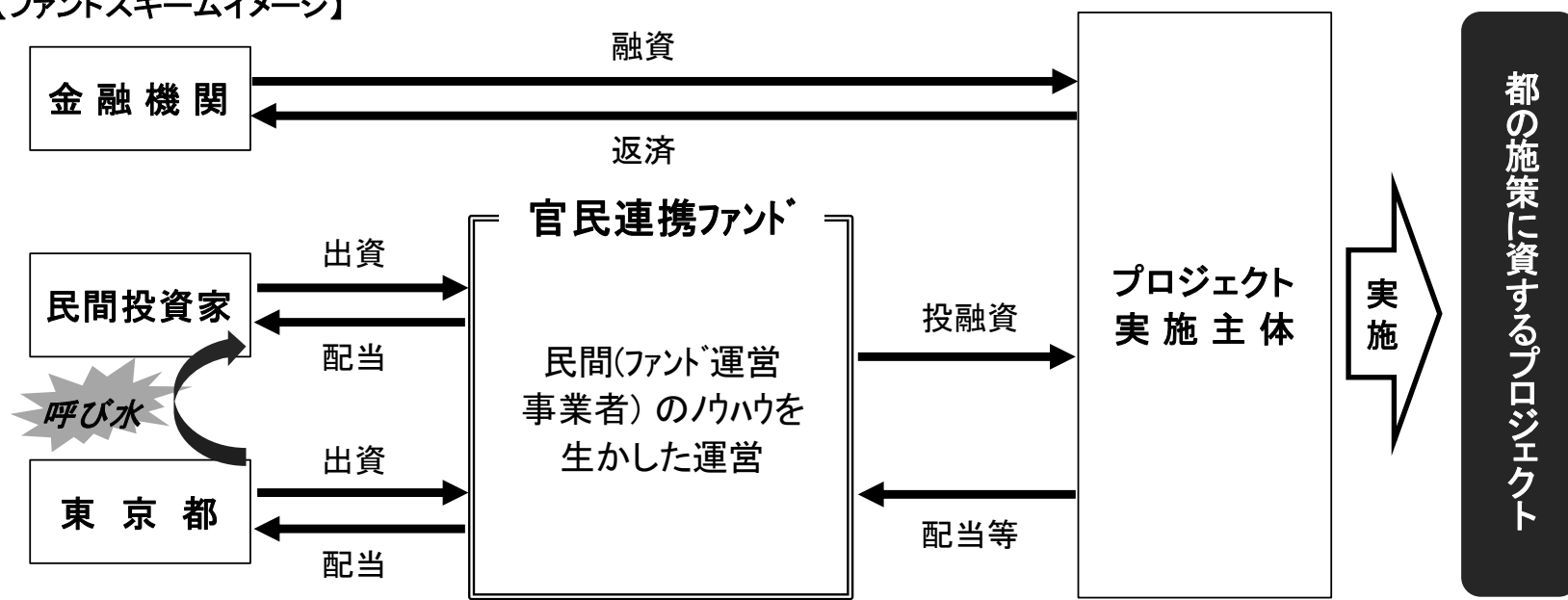
都の資金を呼び水として民間の資金・ノウハウを活用する。

民間投資家及び都が出資した資金は、民間(ファンド運営事業者)によりプロジェクト実施主体に投融資された後、その収益等を原資として配当等が行われる。なお、投融資が行われることから一定程度のリスクがあり、ファンドの運営状況の監視が重要である。

※本事業は、民主導のスキームであり、守秘義務がある。

※本事業は、公金管理の一環として資金を運用しているものではない。

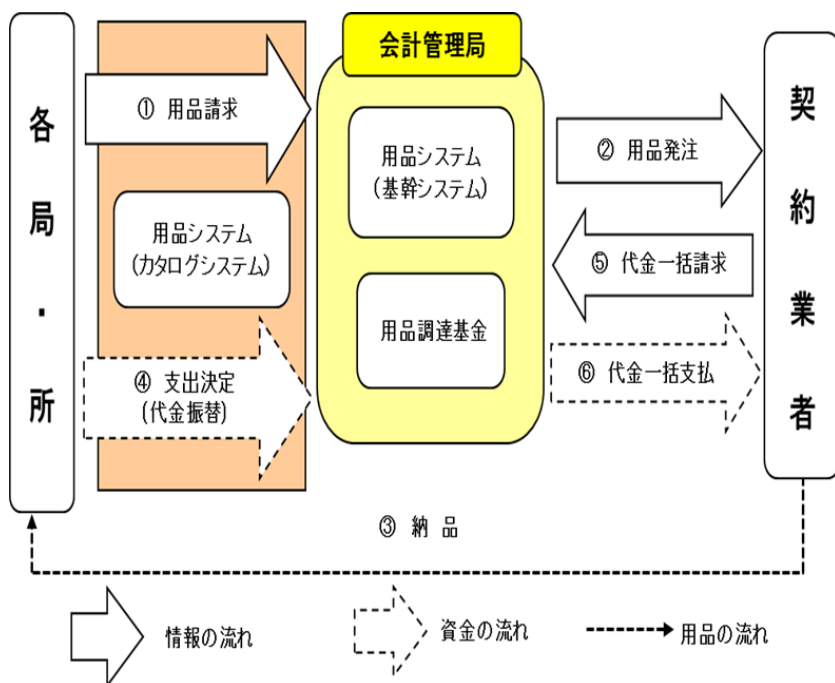
【ファンドスキームイメージ】



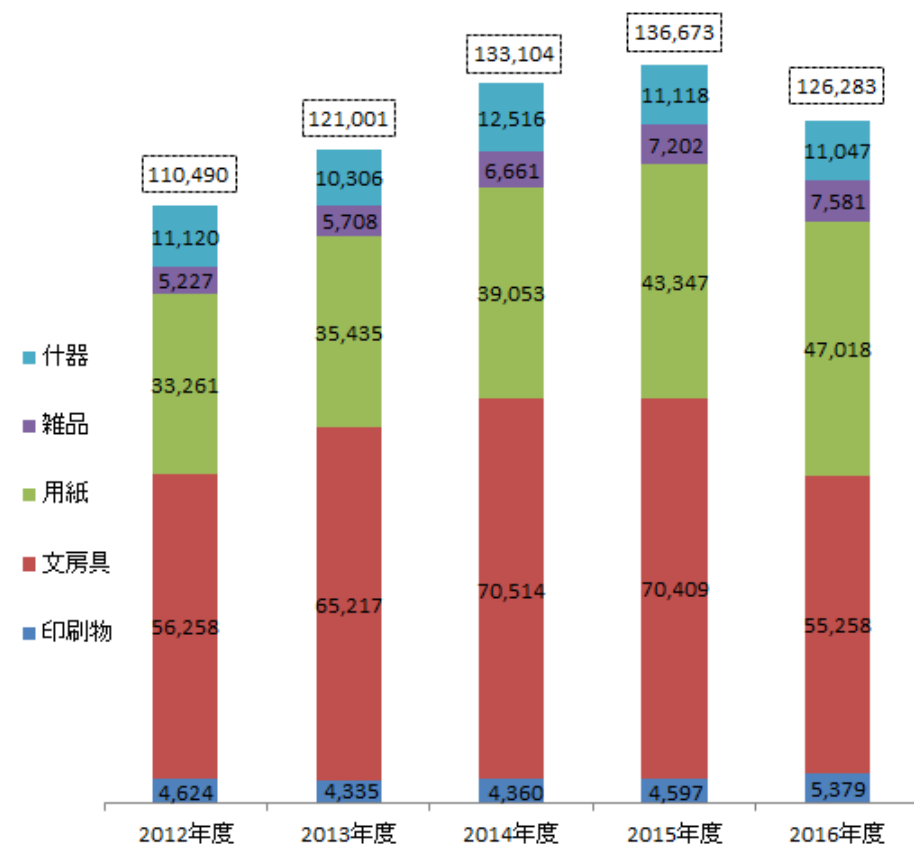
用品制度

「用品」を集中的に大量一括購入し、各局・所の需要に応じて安価に、計画的、安定的かつ迅速に供給。
直近5年の用品供給額は約11億円から14億円程度で推移。

<用品事務フロー図>



<年度別用品供給額の推移(単位:万円)>



第2章 事業の分析と課題

第2章「事業の分析と課題」では、第1章で挙げた取組みのうち、特に必要なものについて分析を行い、課題を抽出・整理

- 1 不適正な事務処理について
 - ・不適正な事務処理件数は減少傾向(2011年度2,455件⇒2016年度693件)
 - ・不適正な事務処理の半数程度は事故等につながりうる不備
- 2 現金の取扱いについて
 - ・過去10年で6件の現金に関する公金横領・詐取のサービス事故が発生
- 3 新公会計制度の活用・普及について
 - ・新公会計制度の特徴を活かしたミクロ面での活用が限定的
 - ・都と同様の制度を導入する自治体が増加
- 4 官民連携ファンドの仕組み及び資金回収について
 - ・出資者として質問権や検査権を行使しながら、適切に運営されていることを確認

他自治体が行う会計に関する検査

都では、会計事務の適正化を図るため、会計管理者が直接行う検査(審査を委任している特別出納員の事務が中心)と、全所属による自己検査(収入・支出事務等)を実施。

近隣3県及び大阪府・市では、会計部門が概ね毎年度、支出以外にも幅広く検査を実施している一方、各所属が行う自己検査制度の有無は自治体により相違あり。

不適正事案の削減目標を掲げていない自治体が大半。

名称	会計部門が行う検査			各所属が行う自己検査制度の有無	不適正事案の削減目標	
	検査項目	対象部署・頻度	検査員数(総数)			
東京都	100万円未満の支出、前渡金の支出等(特別出納員・資金前渡受者の事務等)	全ての部(部を置かない局においては局)及び所(約500部署)	2年に1回 約250部署/年	2名 (10名)	有 ※1 (年1回)	なし
埼玉県	・収入、支出、現金、契約、公有財産、物品、自己検査(実施状況を確認)	全庁の約490課所	毎年度 (不適正案件が過去3年間で0のところは隔年で実施)	2~3名 (10名)	有 ※2 (月1回以上)	監査指摘件数の削減
千葉県	・収入、支出 ・現金等の出納・保管 ・債権・公有財産の管理 ・工事、事業等	全庁の約450機関	毎年度 約350機関/年 (県立学校、警察署は隔年実施)	3名 (10名)	無	なし
神奈川県	・支出 ・現金、物品の出納・保管 ・資金前渡事務	全庁の約520所属	毎年度	2名 (11名)	無	なし
大阪府	・収入、支出、物品、公有財産等の事務全般 ・抜き打ち検査(金庫内点検等)	全庁の約340所属 ※抜き打ち検査は全職場の約半数	毎年度	2名 (17名)	有 ※3 (年2回)	なし
大阪市	・支出負担行為に関する確認等の会計事務全般 ・現金、物品の出納及び保管	全庁の約50所属から会計管理者が対象所属を決定 (2016年度は6局・区)	毎年度	3~4名 (4名)	無	なし

※1 全所属において収入・支出事務等について検査を実施し、会計管理局に報告

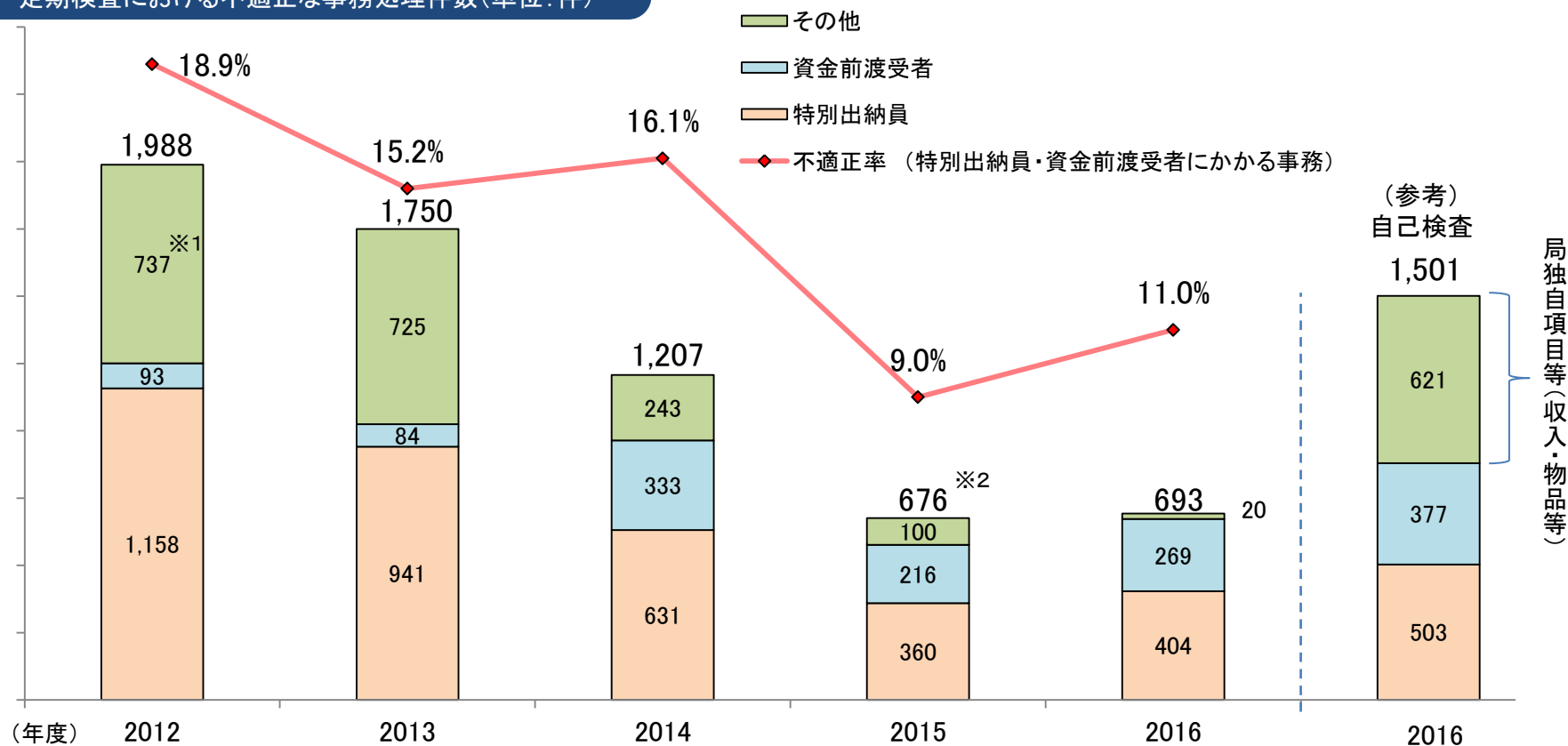
※2 全所属において金券類について検査

※3 全所属において現金及び金券類並びに支出関係書類(抽出)等について検査を実施し、会計局に報告

不適正な事務処理件数の推移

不適正な事務処理件数は減少傾向にあり、これまでの様々な取組(P.54参照)の成果によるもの。ただし、2016年度でも不適正処理は693件で、不適正率は1割を超えており、更なる縮減が必要。各局の自己検査でも不適正処理が1,501件あり、特別出納員・資金前渡受者にかかる事務が多く見られる。

定期検査における不適正な事務処理件数(単位:件)



定期検査

○検査部署数: 約250部署

○1部署あたりの検査案件数:

- ・特別出納員※3の審査案件 本庁30件、事業所15件
- ・資金前渡(少額支払案件)3か月分 など

自己検査

○検査部署数: 約700部署(警視庁・消防庁含む)

※1 物品事務を追加(3年間)

※2 2015年度以降、同一案件で複数回発した同種の不適正事象をまとめて1件とカウント

※3 会計管理者より、100万円未満の支出負担行為に係る支出命令等の審査を委任された職員

局独自項目等(収入・物品等)

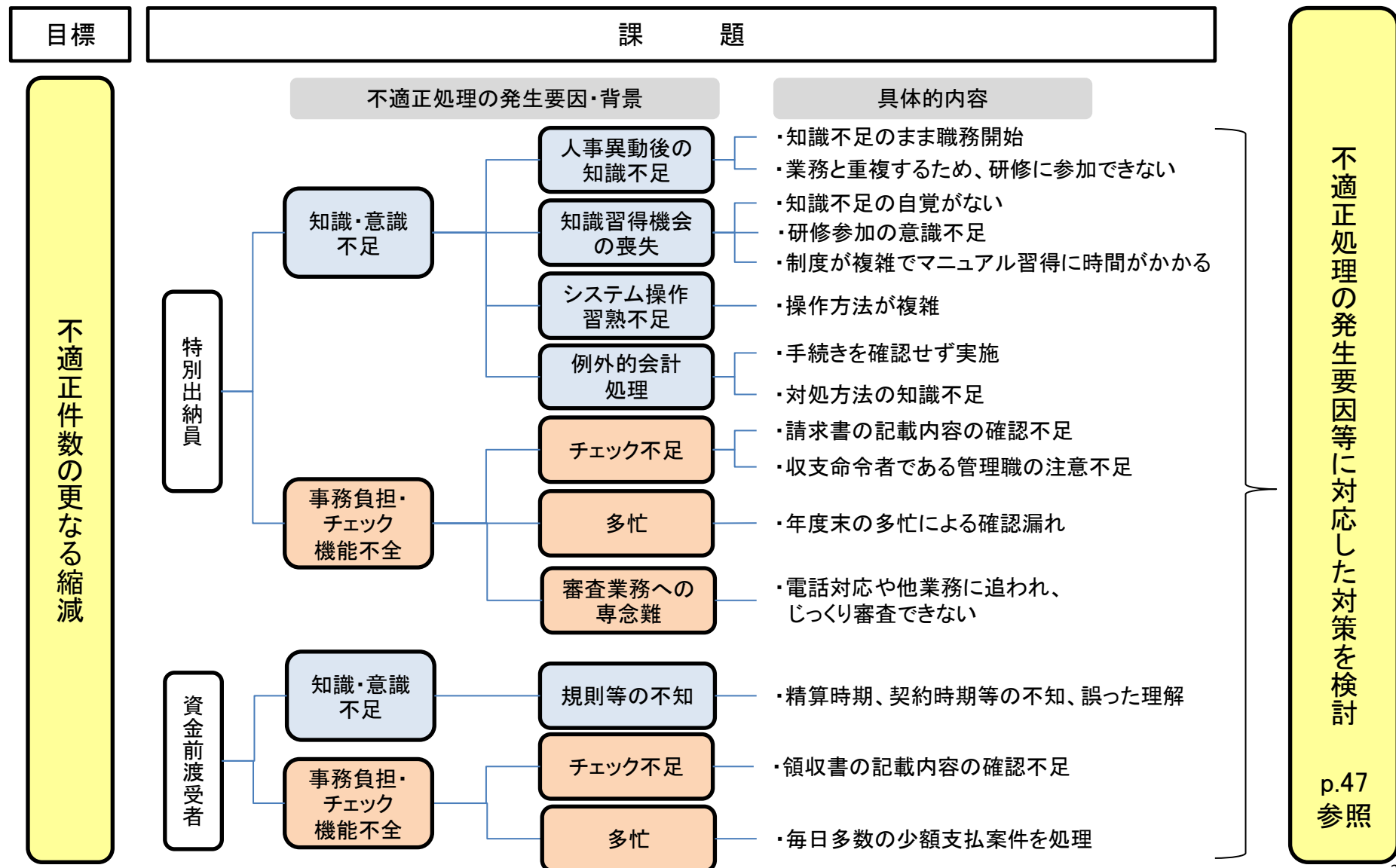
不適正な事務処理の分析

2016年度の定期検査において検出された693件のうち、事故等につながりうる不適正な事務処理が約半数の346件。

	件数 (単位:件)	具体例	リスク	問題点
事故等につながりうる 不適正な事務処理	346	<ul style="list-style-type: none"> 金額間違い(請求金額の確認漏れ1件64円) 金額間違い(端数処理間違い4件7円) 請求書の日付空欄 支払日の相違 契約書未作成、契約書印鑑照合の確認漏れ 履行確認印漏れ、納品書なし 口座振替依頼書の記載間違い 債権者の代理権確認漏れ 支出決定原議の確認漏れ 	支払額相違 支払遅延 架空支払 債権者相違 未払い	・不適正な事務処理により実害額が生じている。 ・事故等につながりうる不適正な事務処理が多数ある。 ・現金の取扱いは紛失や横領等のリスクが高い。
		特別出納員 247		
	資金前渡受者等 99	<ul style="list-style-type: none"> 精算遅延、未精算 権限付与前に契約、納品 限度額を超える資金受領、現金保管 領収書なし、領収書記載不備 前渡金支払予定書未作成 現金出納簿記帳漏れ 	現金管理の不徹底 公金の紛失 盗難 横領	
その他の要件不備	280	<ul style="list-style-type: none"> 特別出納員 90 資金前渡受者 182 その他 8 	<ul style="list-style-type: none"> 見積書の記載不備 領収書不明事項の確認記載漏れ 	確認・照合の不徹底
手続きの不備	67	<ul style="list-style-type: none"> 審査完了の記録不備 		
合計	693			

会計事務の適正化に向けた課題

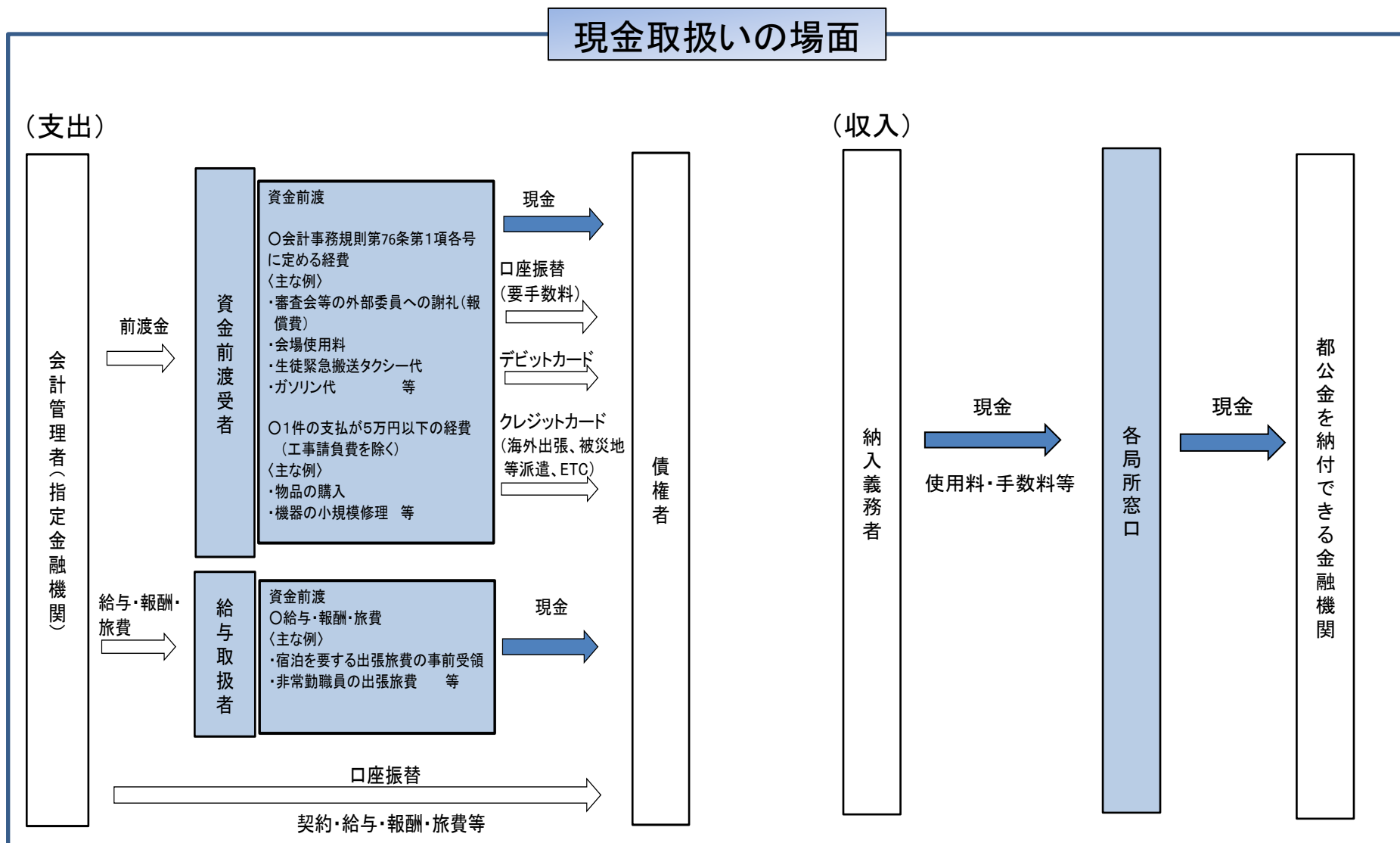
不適正処理の背景には担当職員の「知識・意識不足」とともに、担当業務を抱えながらの「事務負担・チェック機能不全」が課題として存在。



現金取扱いの課題

現金の取扱いは、紛失や横領等の事故リスクが高い。

現金を取り扱う職員にとっても、債権者への支払に当たり現金を引き出すなど、事務が煩雑であり、心理的負担も大きい。



現金に関する公金横領等事故の発生状況

都(公営企業を除く)においては、過去10年で6件の現金に関する公金横領等の服務事故が発生。

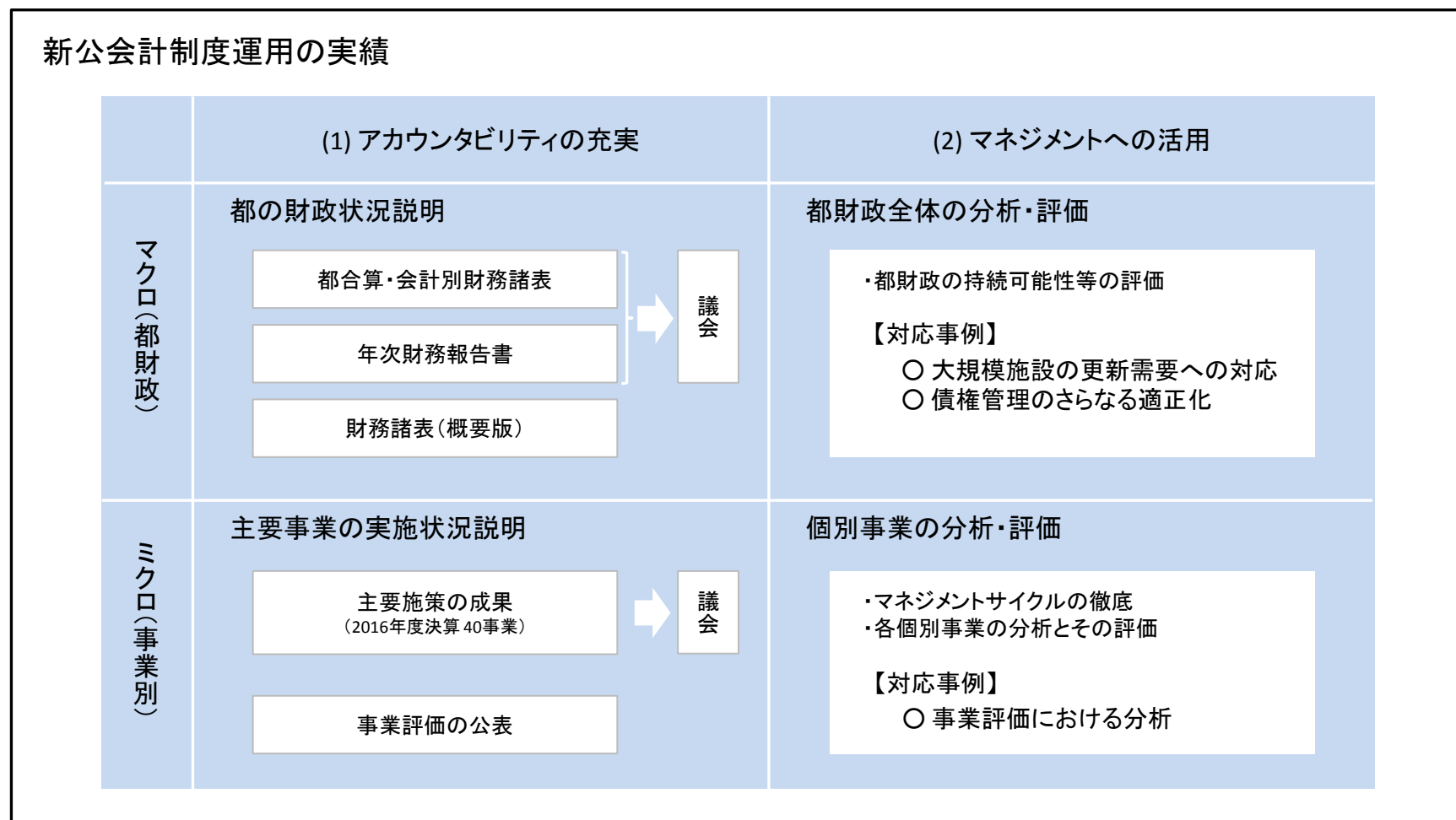
現金事故発生年度	局名	事故者	事故内容(公金関係)	処分
2008～2009	病院経営本部	主任	2008年9月から2009年11月までの間、勤務先の都立病院において、非常勤職員について、架空の勤務実績による報酬を計上した上で、当該職員の報酬の振込先を当病院が管理する金融機関口座に変更し、同口座から払い戻す等の不正を繰り返し、詐取した公金合計額は約3,900万円に及んだ。	懲戒免職
2009	教育庁	主幹教諭	2009年3月下旬頃から同年8月3日までの間、勤務校の部活動合宿に係る施設使用料等の公費約5万円を横領した。	懲戒免職
2011～2014	教育庁	主事	2011年11月下旬頃から2014年5月2日までの間に、当時勤務校の契約相手方等他人名義の印章を印鑑業者から購入し、同印章を用いて支出に係る他人名義の文書等を偽造し、偽造した文書を用いて契約をねつ造し、合計約21万円を横領した。	懲戒免職
2013～2014	教育庁	主事	2013年9月2日から2014年4月1日頃までの間に、私的に購入した物品を含む物品の購入代金に係る領収書を偽造し、同領収書を使用して、前渡金合計約4万円を横領した。	懲戒免職
2014	教育庁	主事	2014年12月8日から2015年2月13日までの間に、勤務校及び郵便局において、同校生徒の授業料約13万円を横領した。	懲戒免職
2017	教育庁	教諭	2017年6月10日及び同年6月18日に、勤務校の金庫に保管されていた現金合計3万円を窃取した。	懲戒免職

このほか1件の現金紛失事故が発生したことが報告されている。

2016	環境局	主事	2016年7月29日から同年8月4日までの間に、勤務先において、前渡金の残金約3千円を紛失した。
------	-----	----	--

新公会計制度の運用

都の新公会計制度では、「アカウントビリティの充実」と「マネジメントへの活用」を目的として、各種の財務諸表やアニュアルレポートにあたる「年次財務報告書」、「主要施策の成果」等を作成・公表するとともに、都財政全体及び個別事業の分析・評価に活用。



アカウントビリティの充実

マクロ面・ミクロ面の財務諸表等によるアカウントビリティを支える基礎として、会計基準の改正、財務諸表の精度向上、公有財産台帳等の正確性向上に取り組んでいる。

取組の成果

会計基準の改正

- 企業会計の動向を踏まえ、基準の改正を適時実施

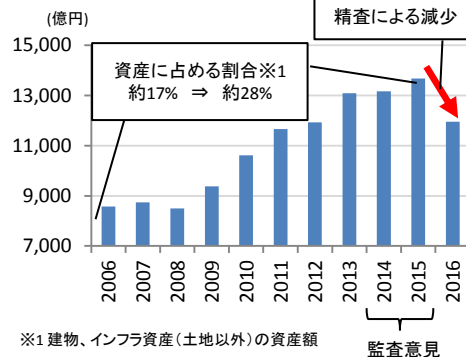
(直近の主要改正項目)

改正年度	改正内容
2012年度	○ 賞与引当金の計上
2013年度	○ リース会計の導入
2016年度	○ ソフトウェア会計の導入 ○ 出損金の資産計上 ○ 残存価額の廃止 ○ 投資損失引当金の計上 ○ 賞与引当金の計上方法変更 (他 5項目を改正)

財務諸表の精度向上

- 各局所への複式検査(毎年50部所対象)などによる複式簿記(仕訳)の指導
- 建設仮勘定について、施設等の完成・供用状況を踏まえた精査を実施(2016年度)

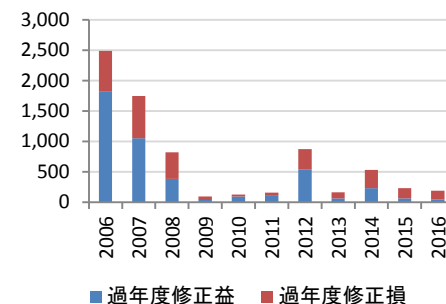
(建設仮勘定の推移)



公有財産台帳等の正確性向上

- 新公会計導入(2006年度)以前の台帳の誤りは概ね収束

(新公会計導入以前の台帳の修正)
(億円)



- 複式簿記と公有財産台帳等を毎年照合

2016年: 台帳との差額 約65.9億円

(固定資産総額の0.02%)

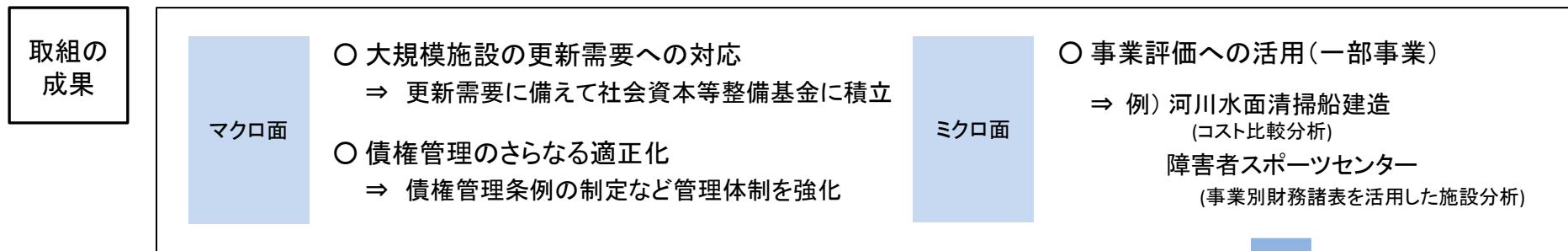
今後の課題

- 企業会計基準の動向を踏まえた確に対応

- 資産計上の正確性の確保

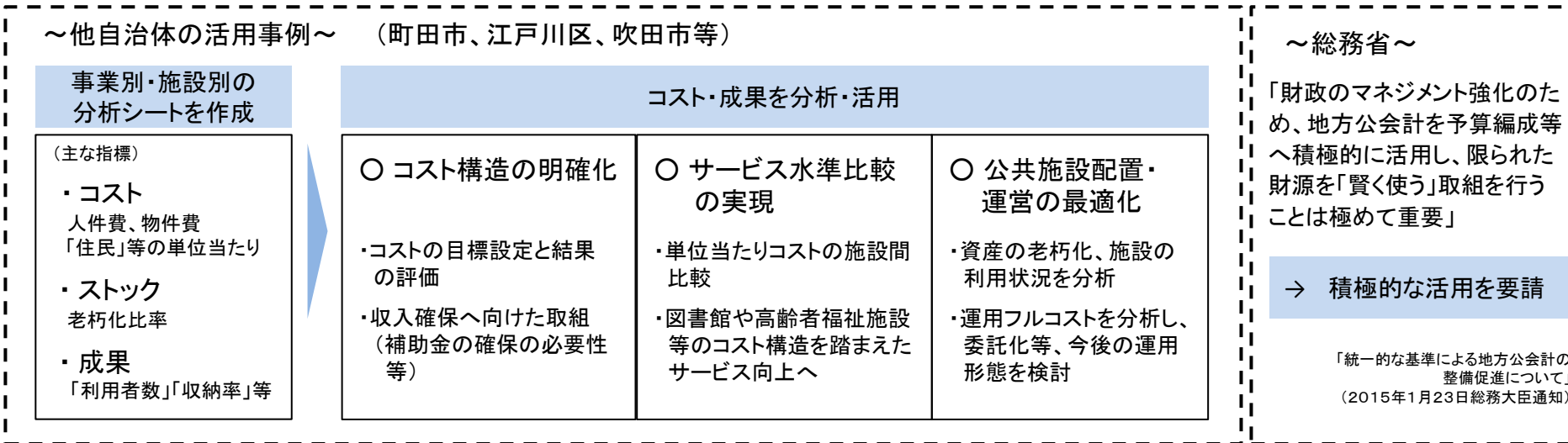
マネジメントへの活用

財務諸表の情報を活用し、マクロ面で財政運営へ反映するとともに、マイクロ面で事業評価への活用に取り組んできた。ただし、マイクロ面でのさらなる活用が求められる。



今後の課題

新公会計制度の特長を活かしたマイクロ面でのさらなる活用



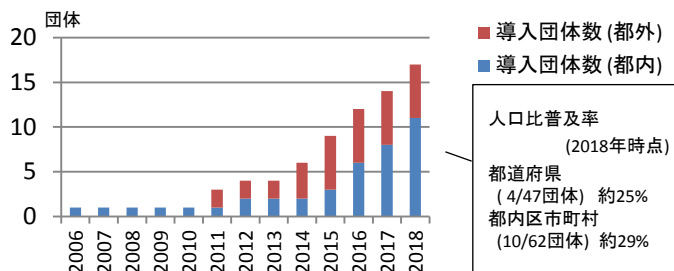
他自治体への普及・導入支援

都ほか先行自治体の取組により、都と同様の制度を導入する自治体は増加。
 都や連絡会議の要請等により、国は「統一的な基準」を策定し、全国自治体において制度を導入中。

取組の
成果

○ 都と同様の制度を導入する自治体の増加 (17団体に)

・「連絡会議」において、
活用状況等を情報共有



人口比普及率
(2018年時点)
 都道府県 (4/47団体) 約25%
 都内区市町村 (10/62団体) 約29%

都の導入支援

・システム設計情報等
の情報提供

・研修員の受入

・検討部会等への都職員出席

2009年	大阪府
2011年	愛知県、町田市
2012年	町田市
2013～2015年	町田市、江戸川区
2015年	福生市
2016年	江戸川区
2017年	品川区、板橋区

2011～2012年	町田市
2013～2014年	江戸川区
2015年	荒川区、渋谷区
2016年	中央区、板橋区、渋谷区、世田谷区
2017年	世田谷区、品川区、板橋区

(人件費は派遣元自治体負担)

(月1～2回、区役所等での開催へ出席)

制度導入中の自治体 …… 制度、体制の構築
 導入直後の自治体 …… 初年度決算への対応

○ 総務省「統一的な基準」の策定

(2014年6月公表)

- ・従来の2つのモデルを改め統一化
- ・官庁会計決算から、より企業会計に近い形に

「統一的な基準」による財務書類整備の要請 (2015年1月)

- ・総務省は、2017年度までの財務書類の整備を全国自治体に要請
- ・都の「意見交換会」では、各自治体の取組状況を把握

初年度決算へ向けた実務内容、
体制、活用等の情報不足

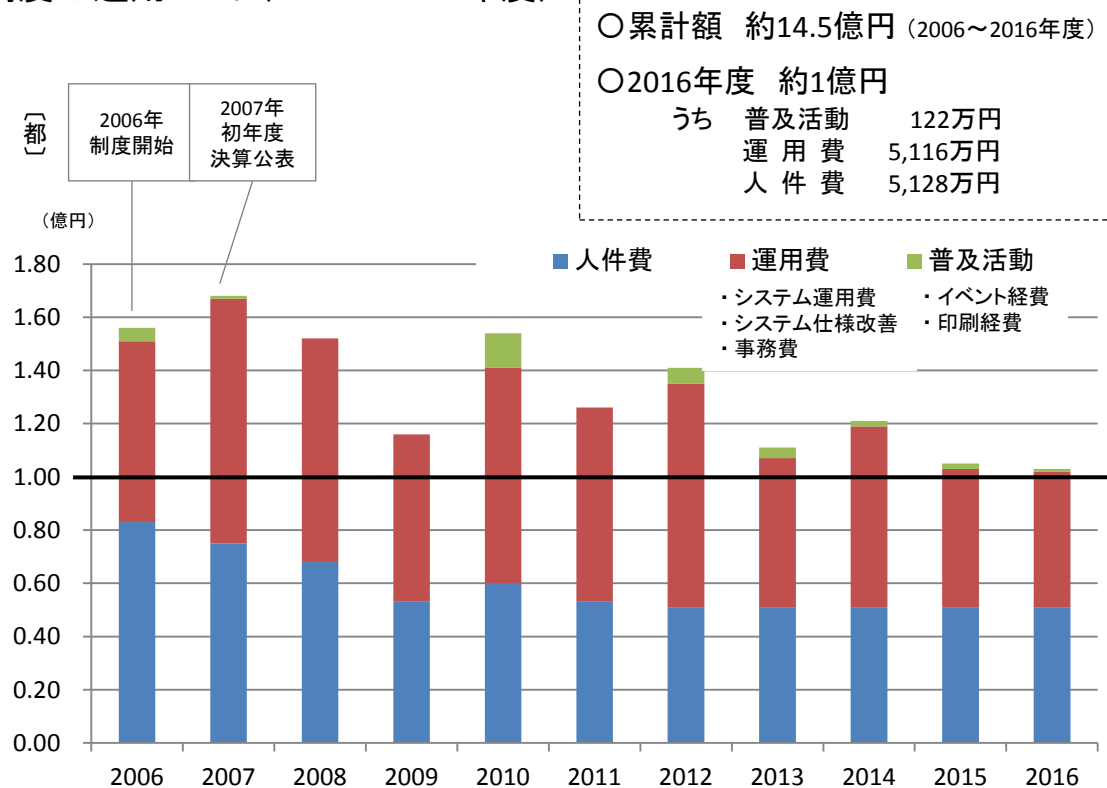
今後の
課題

都内自治体の制度導入における実務的な課題への対応の支援

新公会計制度のコストと成果

これまでの都の新公会計制度の運用コスト累計額は約14.5億円。
 成果として、自治体初の本格的な財務諸表の作成と活用、全国自治体への制度普及など。

制度の運用コスト(2006～2016年度)



(単位: 万円)

コスト	15,622	16,875	15,187	11,512	15,449	12,578	14,141	10,993	12,055	10,551	10,366
(現員数)	(11人)	(10人)	(9人)	(7人)	(8人)	(7人)	(7人)	(7人)	(7人)	(7人)	(7人)

<主な成果>

- 自治体初の本格的な財務諸表の作成、公表、議会提出
- 財政運営への反映、事業評価への活用
- 都と同様の制度を導入する自治体の増加(17団体に)
- 総務省による「統一的な基準」の策定と全国自治体への制度普及

官民連携ファンドの仕組み

官民連携ファンドは、都の資金を呼び水として民間の資金・ノウハウを活用する、民主導のスキーム。民間のファンド運営事業者(すべての業務の執行権限を有し、ファンドの債務に無限の責任を負う)により運営。会計管理局は、民間により運営される官民連携ファンドの監視を実施。

【官民連携ファンドの出資額の構成(2017年9月末現在)】

名称	出資額	
	都	民間等
インフラファンド	30億円	約270億円
再生可能エネルギーファンド	12億円	約88億円
福祉貢献インフラファンド	37.5億円	約62.5億円(目標) ※ 募集継続中

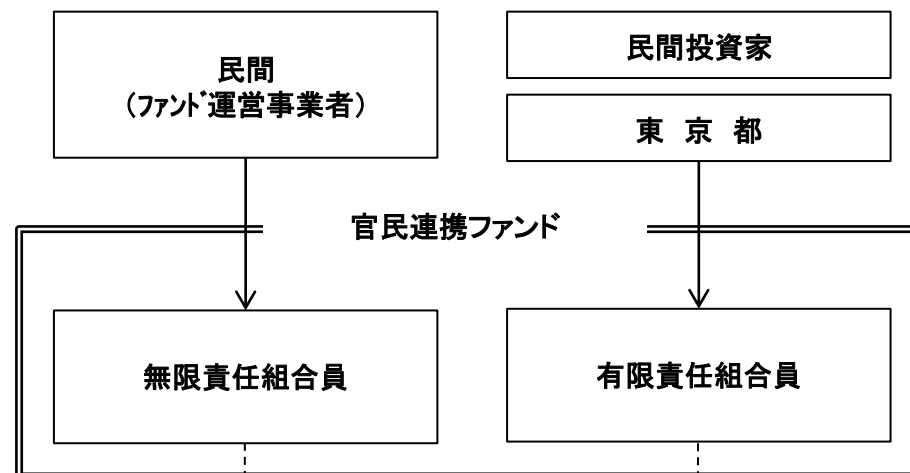
【参考】国の主な官民ファンドの出資額等の構成(2016年度末現在)

名称	出資額		資金調達する際の政府保証(2016年度予算)
	政府	民間	
(株)産業革新機構	財投出資:2,860億円	140億円	18,000億円
(株)地域経済活性化支援機構	160億円 財投出資:130億円 一般会計出資:30億円	101億円	10,000億円
(株)民間資金等活用事業推進機構	財投出資:100億円	100億円	1,138億円
(株)海外需要開拓支援機構	財投出資:586億円	107億円	350億円
(株)海外交通・都市開発事業支援機構	財投出資:190億円	59億円	710億円

国の官民ファンドは、多くが、財政投融资等の出資を中心に組成され、その一部には、資金調達を行う際に政府保証枠が付されている。

資料:官民ファンドの運営に係るガイドラインによる検証報告(第7回)(2017年6月14日官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議幹事会)より、出資額と政府保証額との合計額の上位5ファンド(政府保証枠が付されているものに限る)を抜粋。

【官民連携ファンドにおける組合員の役割】



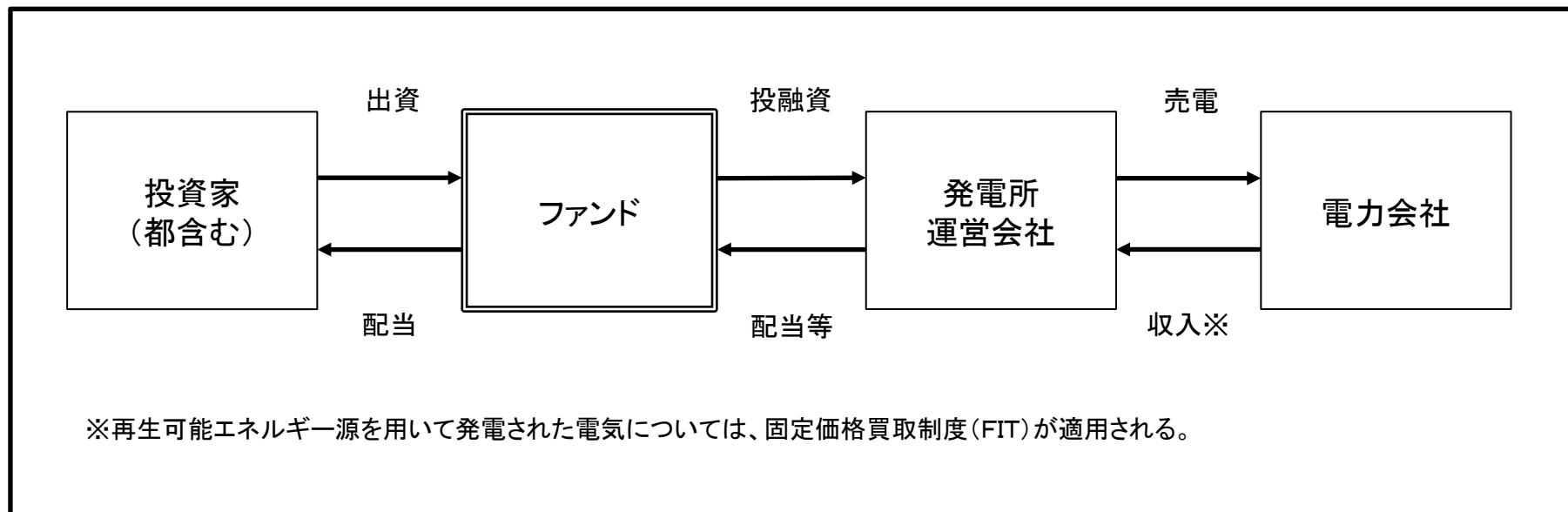
	無限責任組合員	有限責任組合員
主な権限	<ul style="list-style-type: none"> ○組合の業務を執行し、組合を代表する ・組合財産の運用、管理及び処分 ・投資先事業者への経営・技術の指導 ・組合財産の分配及び組合持分の払戻 	<ul style="list-style-type: none"> ○組合の業務執行及び組合を代表する権限を一切有しない
責任	<ul style="list-style-type: none"> ○組合の債務は、自らの財産をもって弁済する責任を免れない(無限責任) 	<ul style="list-style-type: none"> ○出資額を限度として債務を弁済する(有限責任)

資料:経済産業省「投資事業有限責任組合モデル契約」より抜粋

官民連携ファンドの資金回収

都の出資金は、ファンドを通じてプロジェクト実施主体に投融資された後、プロジェクトの収益等を原資として回収。

【資金の流れ(イメージ)】



○固定価格買取制度(FIT)

- ・再生可能エネルギー源(太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス)を用いて発電された電気を、国が定める価格で一定期間、電気事業者が買い取ることを義務付けるもの。
- ・価格や期間は、各電源ごとに、事業が効率的に行われた場合、通常必要となるコストを基礎に適正な利潤などを勘案して定められる。

官民連携インフラファンド

(株)IDIインフラストラクチャーズのファンド

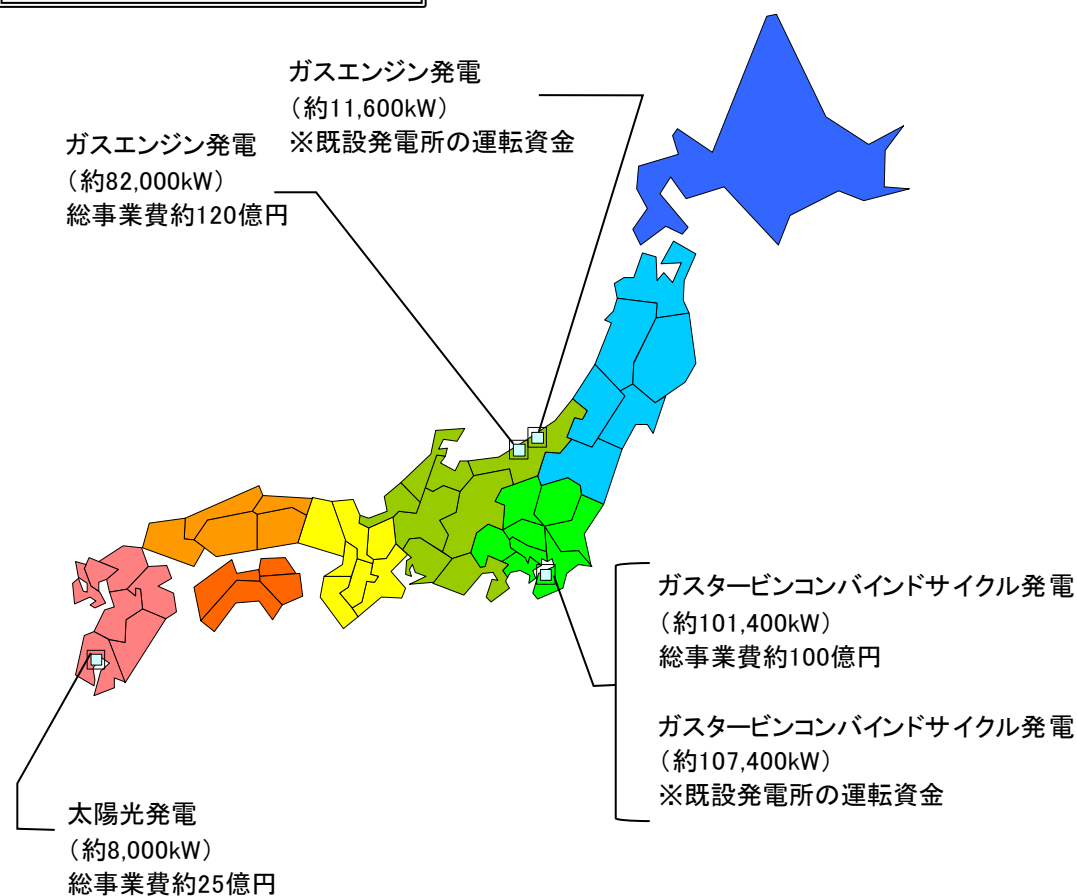
【概要】

- 組 成 時 期 : 2012年度
- フ ァ ン ド 規 模 (a) : 167.7億円
- 都 の 出 資 約 束 額 (b) : 15億円
- 都 の 出 資 額 : 14.16億円
- 出 資 比 率 (b / a) : 8.9%
- 都 の 回 収 額 (c) : 8.95億円
- 回 収 率 (c / b) : 59.7%

※ 2016年度末現在

【投融資実績】

投融資先発電所: 5か所
発電出力: 約30万kW



(2017年9月末現在)

官民連携インフラファンド

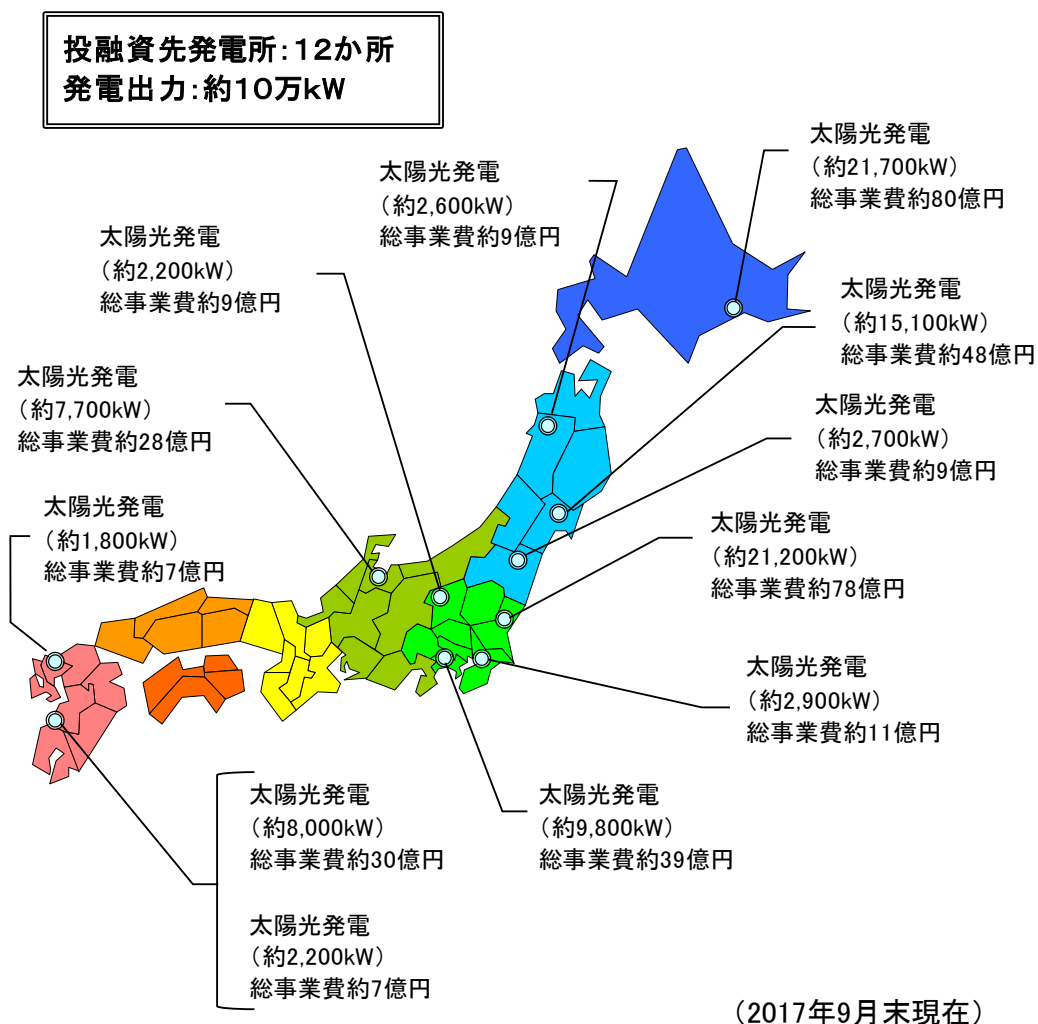
スパークス・アセット・マネジメント(株)のファンド

【概要】

- 組成時期 : 2012年度
- ファンド規模(a) : 88億円
- 都の出資額(b) : 15億円
- 出資比率(b/a) : 17.0%
- 都の回収額(c) : 3.73億円
- 回収率(c/b) : 24.9%

※ 2016年度末現在

【投融資実績】



官民連携再生可能エネルギーファンド

スパークス・アセット・マネジメント(株)のファンド

【概要】

1. 「広域型」ファンド

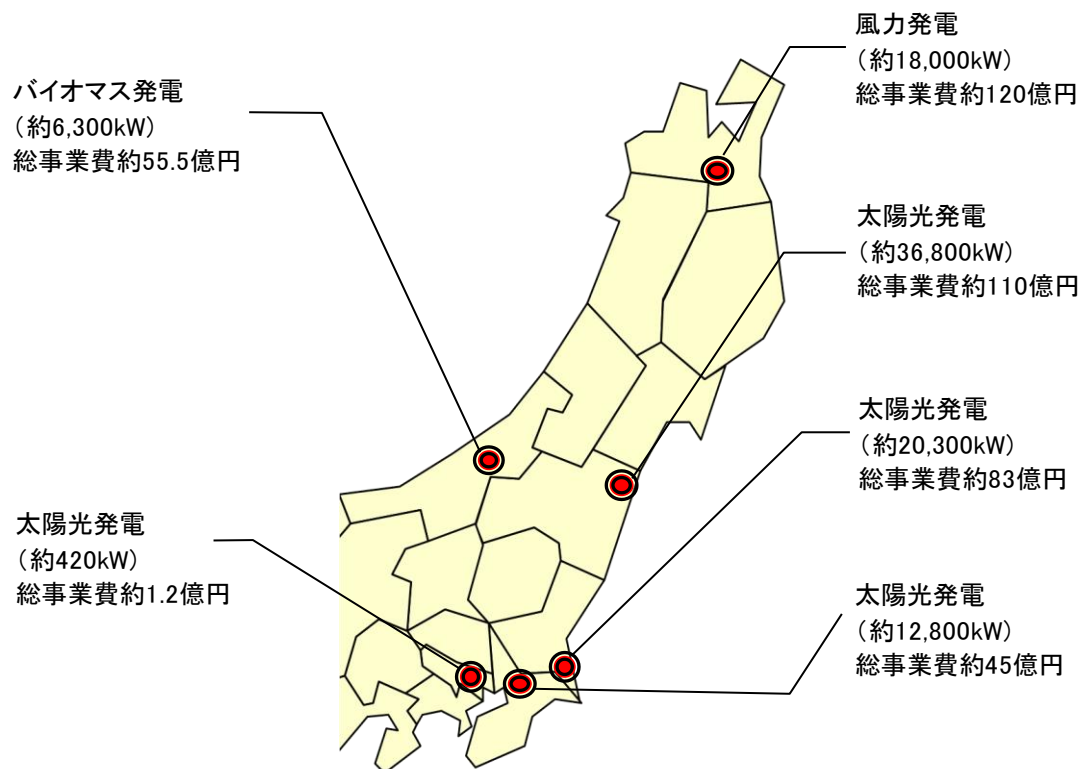
○組成時期	: 2014年度
○ファンド規模(a)	: 39億円
○都の出资额(b)	: 5億円
出資比率(b/a)	: 12.8%
○都の回収額(c)	: 0円
回収率(c/b)	: —

2. 「都内投資促進型」ファンド

○組成時期	: 2014年度
○ファンド規模(a)	: 1.2億円
○都の出资额(b)	: 1億円
出資比率(b/a)	: 83.3%
○都の回収額(c)	: 0.09億円
回収率(c/b)	: 9.0%

【投融资実績】

投融资先発電所: 6か所
発電出力: 約9万kW



※ 2016年度末現在

(2017年9月末現在)

官民連携再生可能エネルギーファンド

JAGインベストメントマネジメント(株)のファンド

【概要】

1. 「広域型」ファンド

○組成時期	: 2014年度
○ファンド規模(a)	: 67億円
○都の出資額(b)	: 5億円
出資比率(b/a)	: 7.5%
○都の回収額(c)	: *
回収率(c/b)	: —

2. 「都内投資促進型」ファンド

○組成時期	: 2014年度
○ファンド規模(a)	: 1.1億円
○都の出資額(b)	: 1億円
出資比率(b/a)	: 90.9%
○都の回収額(c)	: 0円
回収率(c/b)	: —

【投融資実績】

投融資先発電所: 5か所
発電出力: 約5万kW

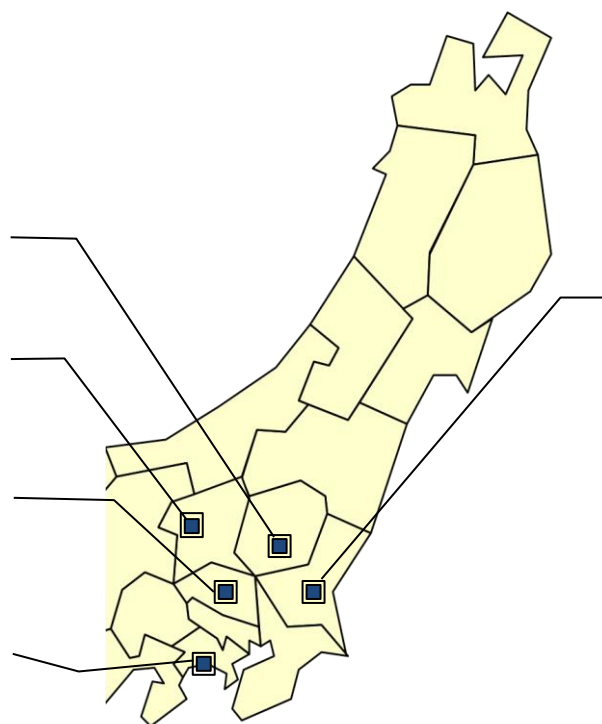
太陽光発電
(約16,800kW)
総事業費約65億円

太陽光発電
(約15,400kW)
総事業費約62億円

太陽光発電
(約2,400kW)
総事業費約10億円

太陽光発電
(約12,500kW)
総事業費約47億円

太陽光発電
(約840kW)
総事業費約3億円



※2016年度末現在

* 無限責任組合員による開示不承認項目

(2017年9月末現在)

官民連携福祉貢献インフラファンド

AIPヘルスケアジャパン合同会社のファンド

【概要】

- 組成時期 : 2015年度
- ファンド規模(a) : 35.5億円
- 都の出資額(b) : 25億円
- 出資比率(b/a) : 70.4%
- 都の回収額(c) : 0円
- 回収率(c/b) : —

- 管理報酬 : 0円

※ 2016年度末現在

【投融資実績】

なし

(2017年9月末現在)

スターツアセットマネジメント(株)のファンド

【概要】

- 組成時期 : 2015年度
- ファンド規模(a) : 25.3億円
- 都の出資額(b) : 12.5億円
- 出資比率(b/a) : 49.4%
- 都の回収額(c) : 0円
- 回収率(c/b) : —

- 管理報酬 : 0.23億円

投融資の状況に鑑みて、2017年4月1日以降一定の期間、無償となった。

※ 2016年度末現在

【投融資実績】

なし

(2017年9月末現在)

第3章 今後の方向性

第3章「今後の方向性」では、第2章で整理した課題に関して、その解決のための改善策を検討する。

1 会計事務の適正化

＜課題＞不適正処理の背景に知識・意識不足、事務負担・チェック機能不全が存在
⇒検査体制の見直し(リスクに応じた検査基準の見直し、各局の自律的取組の促進)、業務プロセスの改善(BPR)、ICT活用による省力化・効率化を推進

2 キャッシュレス化の推進

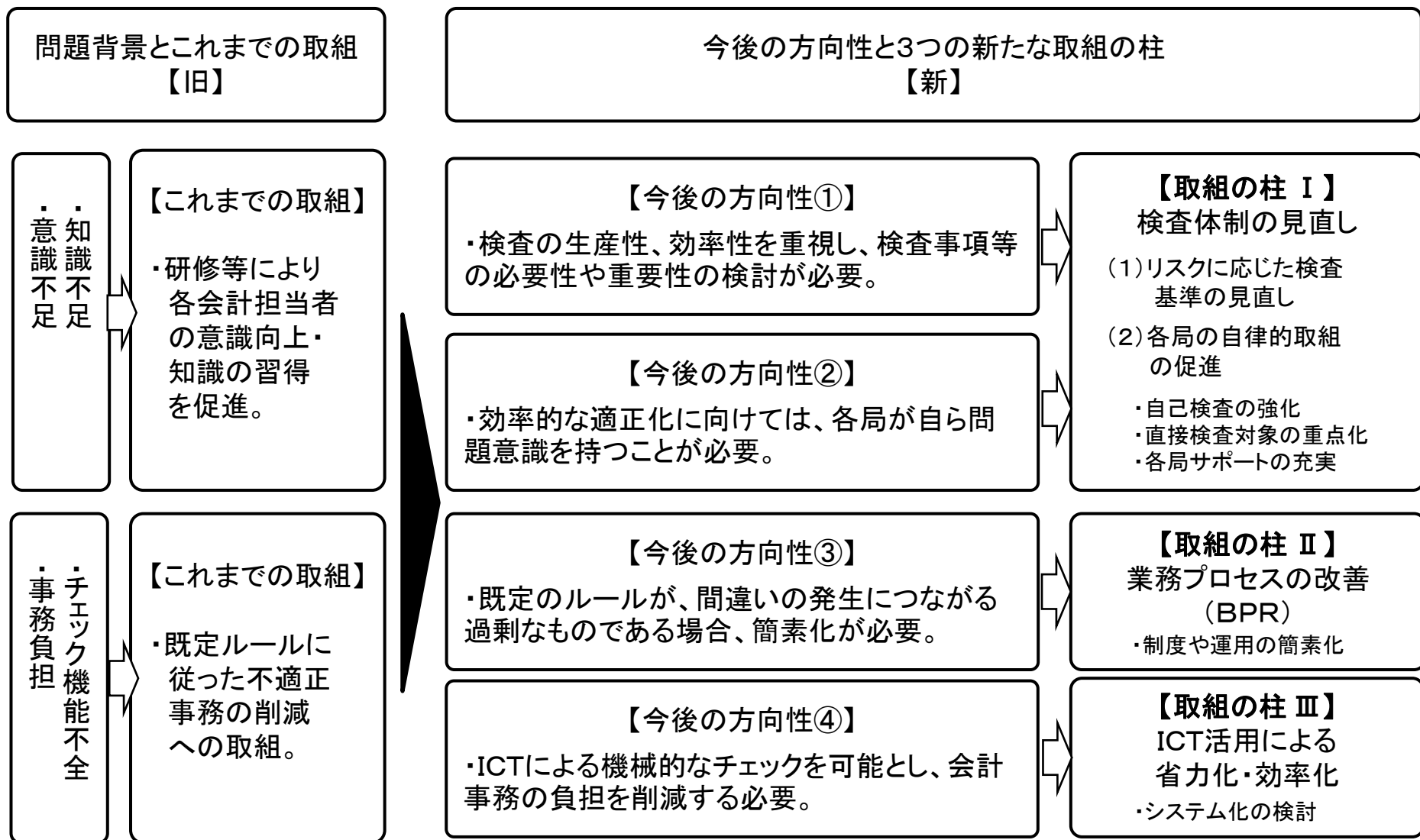
＜課題＞現金は紛失や横領等の事故リスクがあり、現にサービス事故が発生
⇒現金取扱いの実態調査をもとに対処方針を決定し、原則キャッシュレスとする

3 マネジメントにおける新公会計制度の活用促進

＜課題＞新公会計制度の特長を活かしたミクロ面でのさらなる活用が求められる
⇒各局の事業別財務諸表の作成を支援

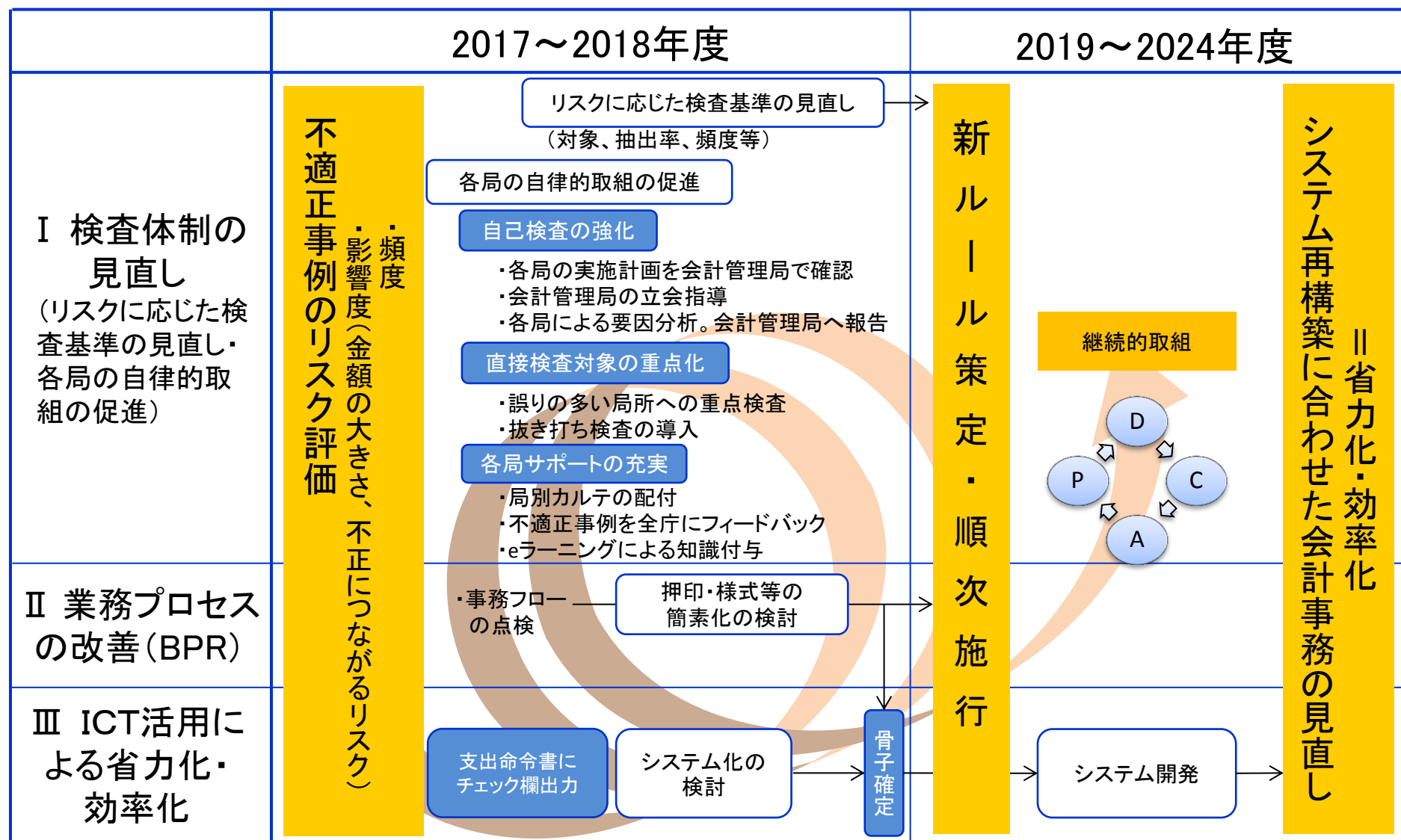
会計事務の適正化に向けた対応策

問題の背景にある「知識・意識不足」や「事務負担・チェック機能不全」に対して、これまでの取組から方向性の転換を図り、効率的な取組により会計事務の適正化を推進していく。



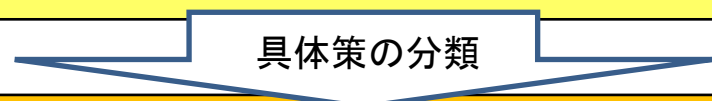
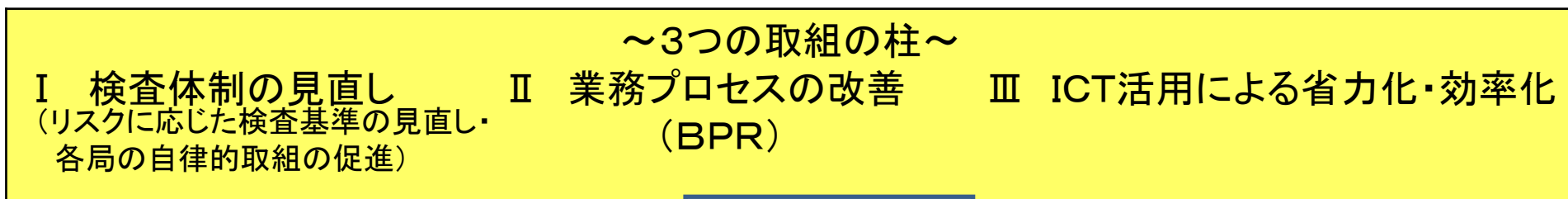
会計事務の適正化に向けた取組

不適正事例のリスク評価を踏まえ、将来的にはシステム再構築に合わせた会計事務の見直しを図りつつ、適正化を推進していく。



会計事務の簡素化・強化

各取組事項は、会計事務の「簡素化」を図る方策と、必要な「強化」策により構成され、もって、会計事務の適正化を推進していく。



簡素化	強化
<div style="border: 1px solid black; background-color: #4682B4; color: white; padding: 5px; display: inline-block; margin: 10px auto;">直接検査対象の重点化</div> 【I】 (簡素化するとともに重点局には検査強化)	
<div style="border: 1px solid black; background-color: #4682B4; color: white; padding: 10px; margin-bottom: 10px; display: flex; justify-content: space-between;"> 検査基準の見直し(対象・抽出率・頻度) 【I】 </div> <div style="border: 1px solid black; background-color: #4682B4; color: white; padding: 10px; margin-bottom: 10px; display: flex; justify-content: space-between;"> 事務フローの見直し(押印※・様式) 【II】 </div> <div style="border: 1px solid black; background-color: #4682B4; color: white; padding: 10px; display: flex; justify-content: space-between;"> システム化を通じた事務の簡素化・適正化 【III】 </div>	<div style="border: 1px solid black; background-color: #4682B4; color: white; padding: 10px; margin-bottom: 10px; display: flex; justify-content: space-between;"> 自己検査の強化 【I】 </div> <div style="border: 1px solid black; background-color: #4682B4; color: white; padding: 10px; margin-bottom: 10px; display: flex; justify-content: space-between;"> 各局サポートの充実 【I】 </div> <div style="border: 1px solid black; background-color: #4682B4; color: white; padding: 10px; display: flex; justify-content: space-between;"> 支出命令書にチェック欄出力 【III】 </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">(収支命令者のチェック機能強化)</p>

※押印については「しごと改革」の中で必要性を検証し、真に必要なもの以外、原則廃止

キャッシュレス化に向けた取組

職員による現金紛失や横領等の事故を防止する観点から、原則キャッシュレスとする。

全庁的な取組(しごと改革)

現金取扱いの 実態調査

- 目的
現金取扱事故防止の観点から
キャッシュレス化を推進
- 対象
全職場
- 調査内容
 - ・現金支出及び収入の実態
(件数・金額・内容)
 - ・移行可能な代替手段
 - ・現金に限定する理由
- スケジュール
 - ・2017年10月
全職場へ調査依頼(済)
※職員による現金支出額は
2016年度約60億円
(H29.11月現在調査中)
 - ・年内 調査回答のとりまとめ

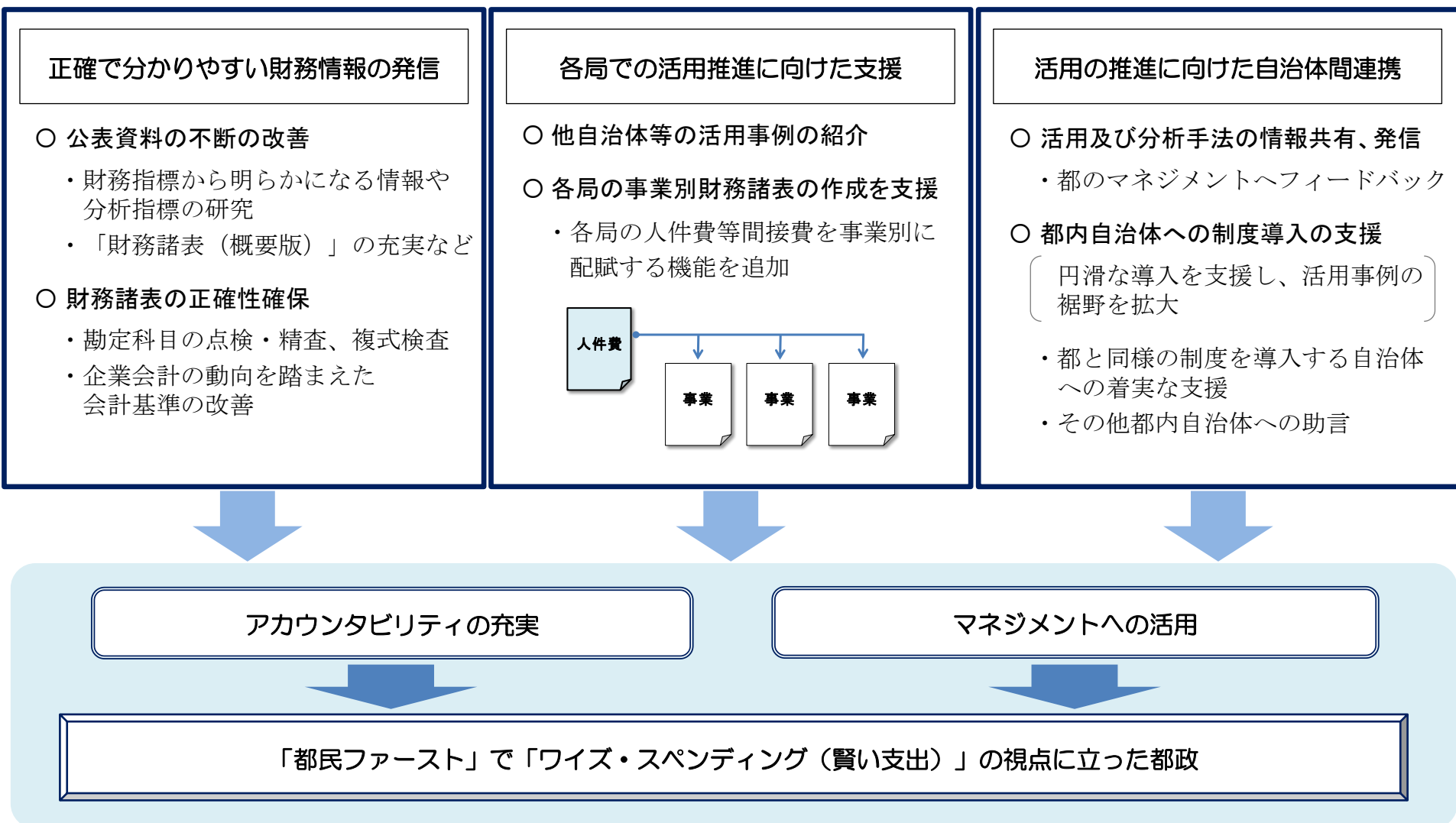
現金取扱業務の 見直し

- 結果の分析
調査結果から、現金取扱いの実
態と課題を分析
 - 対応方針の検討
業務ごとに口座振替への移行や
電子決済の活用等について検討
- キャッシュレス化の
対応方針を決定

対応方針に基づき
原則キャッシュレス
とする

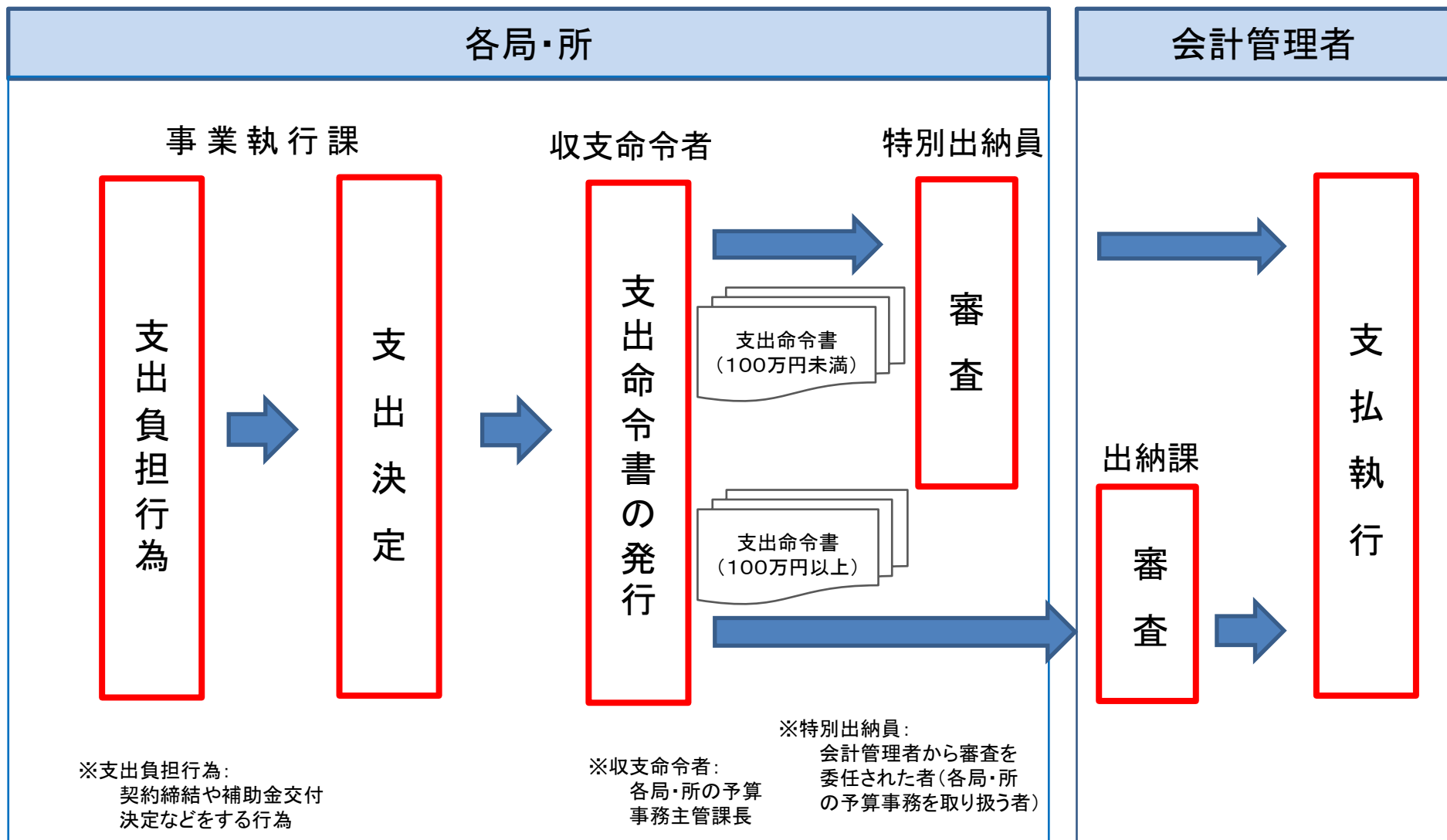
新公会計制度 今後の取組

各局マネジメントにおける新公会計制度の活用を促進し、「都民ファースト」や「ワイズ・スペンディング(賢い支出)」の視点に立った都政を実現していく。



支出事務フロー図

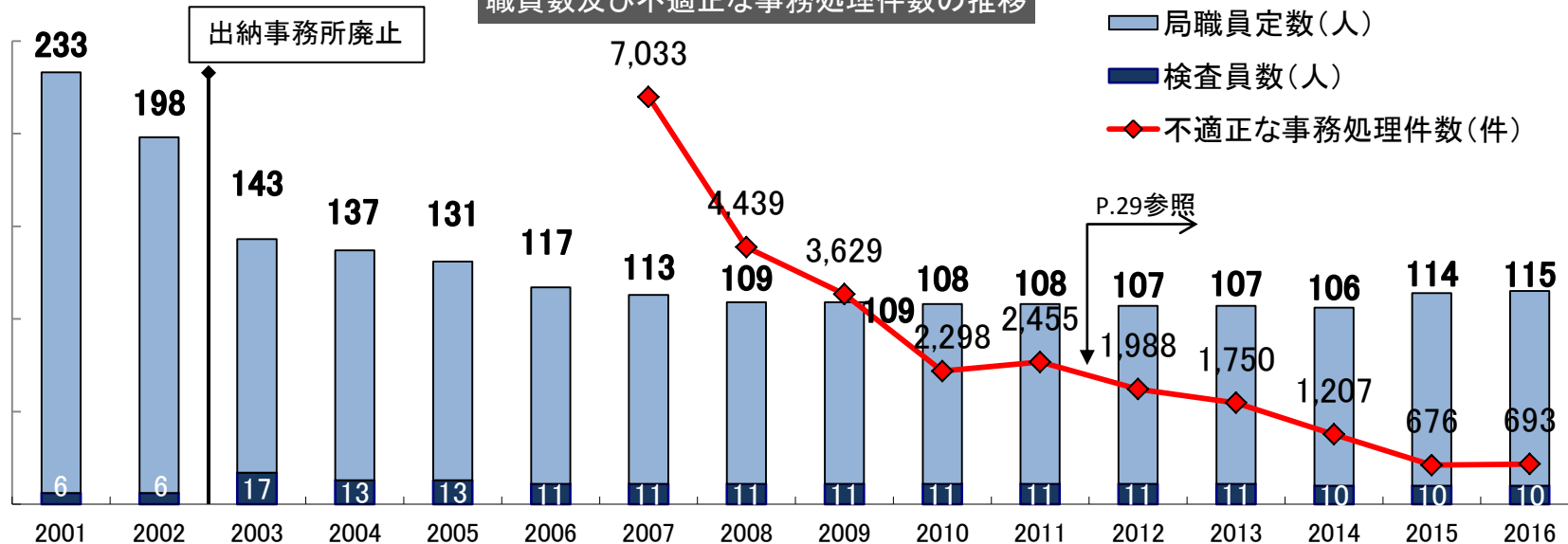
各局・所において、支出負担行為に基づき支出決定を行い、支出命令書を発行。
 会計管理者（委任された特別出納員を含む）は審査を行い、審査終了後、支払を執行。



簡素で効率的な執行体制

会計事務の適正化を図ることを基本としつつ、簡素で効率的な執行体制を構築。

職員数及び不適正な事務処理件数の推移

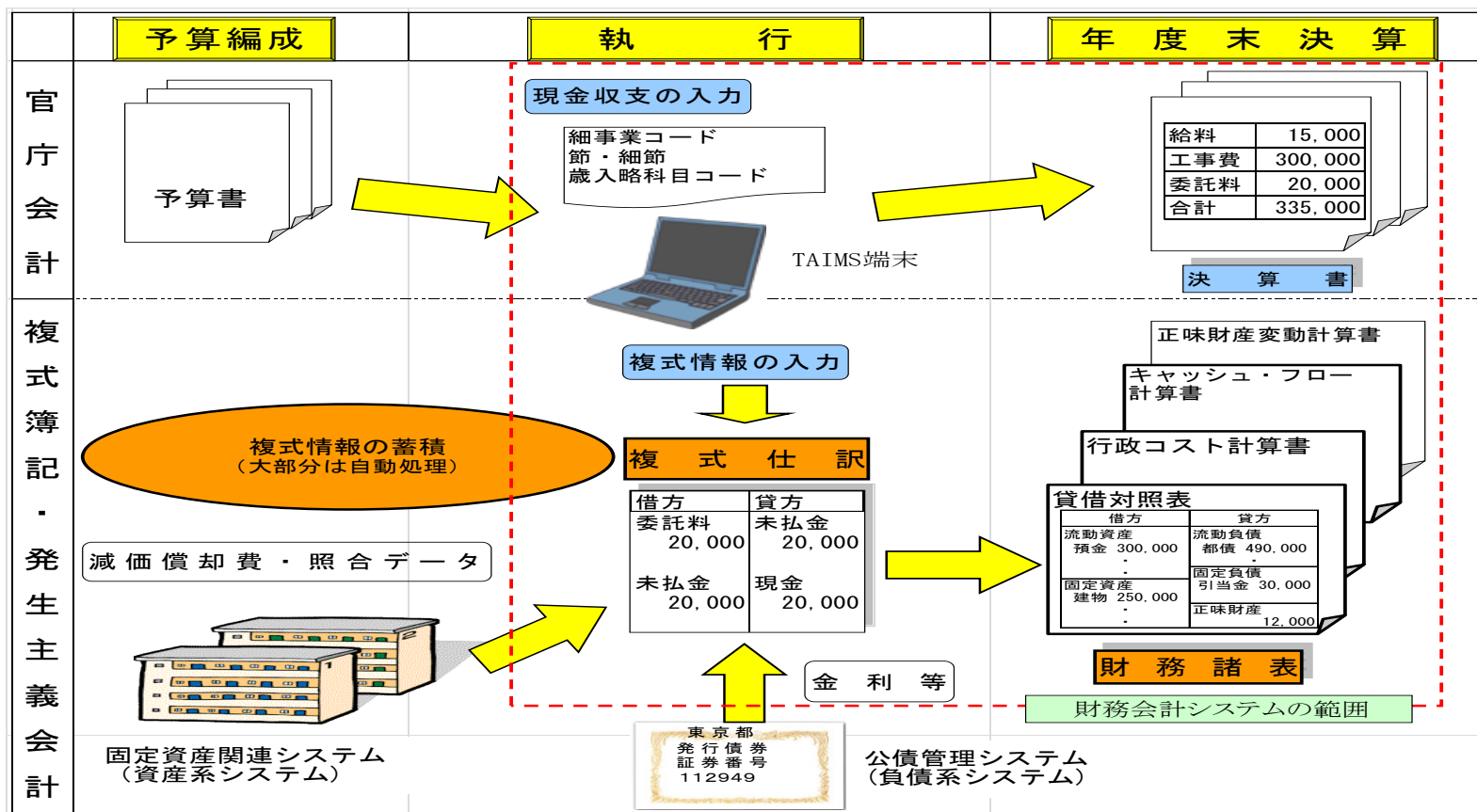


これまでの取組

	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
制度・機構	●「会計制度・機構改革の基本方針」策定(10月)	●資金前渡拡大(少額) ●継続支払審査簡略化	●出納事務所廃止(12月) ●100万円未満の審査を各局・所の特別出納員へ委任(12月)														
研修・指導		●審査・会計実務研修 ●収支命令者研修 ●金銭出納員研修 ●研修講師派遣		●地区別集合研修			●オーダーメイド研修に名称変更			●中央研修に変更	●会計実務研修に新公会計追加						
検査		●随時検査開始(10月) ●定期検査開始										○随時検査終了					
情報発信										●国費不正経理への自主点検(10月～4月)	●相互自己検査	●再検査開始		●検査時のヒアリング開始			
												●「会計だより」発行開始	●管理職向け「会計だより」			●合冊版掲出	●全職員向け「会計だより」

財務会計システムによる複式処理

財務会計システムにより、日々の会計処理の段階から複式簿記の処理を実施し、これにより財務諸表を作成。



財務会計システムによる複式処理の特徴

① 予算科目から勘定科目への自動変換

- ・現金収支の処理は従来の官庁会計と同じ
- ・2~3項目の新たな複式情報の入力により、自動的に勘定科目へ変換

② 固定資産関連システム・公債管理システムと連携

- ・複式情報を財務会計システムへ取り込み、自動仕訳

③ 事業別財務諸表への展開

- ・管理事業を設定することにより、施設ごとや個別事業ごとの事業別財務諸表を任意に作成可能

東京都の新たな公会計制度に基づく公表資料

各会計の歳入歳出決算を補完する資料として、「決算参考書財務諸表」を議会へ提出。
また、都民向けには、「東京都の財務諸表（概要版）」を公表。

2016年度決算から、新たに「財務諸表から分かる指標」の推移を追加

東京都決算参考書 財務諸表

平成28年度

資産	300,000,000
負債	100,000,000
正味財産	200,000,000

東京都

10 財務諸表から分かる指標 -平成18年度以降の推移-

貸借対照表から分かる指標

資産に対する負債の割合 $= (\text{負債の部合計}) / (\text{資産の部合計})$



都債を含む負債の資産に対する割合、すなわち将来世代が負担する額の割合の推移を示しています。

- ・資産は基金の積立等により増加する一方、負債は都債の償還等により減少
- ・将来世代の負担割合は、平成18年度の31%から、28年度には21%へ低下(△10%)

行政コスト計算書から分かる指標

当期収支差額 $= \text{収入} - \text{費用}$

費用に対する収入の割合 $= (\text{行政収入} + \text{金融収入}) / (\text{行政費用} + \text{金融費用})$

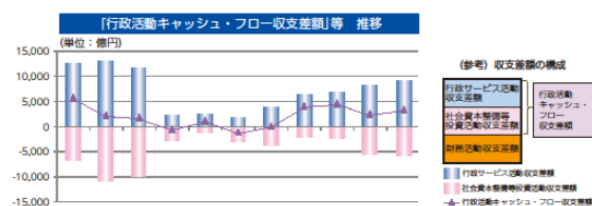


行政活動に要した費用を収入でどの程度賄っているか、その差額と割合の推移を示しています。

- ・平成21年度には、リーマンショックの影響による税収減等により、「当期収支差額」は1,366億円と急減(前年度比△9,774億円)し、「費用に対する収入の割合」も102%と急低下(前年度比△18%)
- ・平成24年度以降、当期収支差額と「費用に対する収入の割合」は回復傾向

キャッシュ・フロー計算書から分かる指標

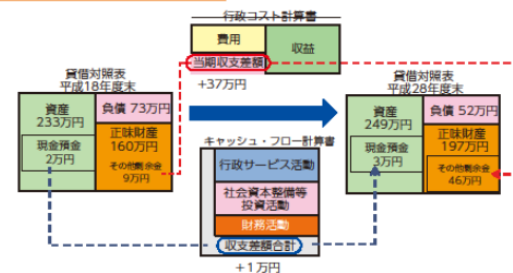
行政活動キャッシュ・フロー収支差額など



定期的な行政サービス活動と投資活動のバランスと、財務活動を除くキャッシュの安定性を示しています。

- ・「行政サービス活動」は、平成21年度には税収減等の影響で急減したが、24年度以降は回復傾向
- ・「社会資本整備等投資活動」は、基金積立金の増減等により、支出超過額は平成21年度には約1兆円から約2,700億円へ減少したが、27年度以降は増加
- ・その結果、両者を合計した行政活動キャッシュ・フローは、平成21年度から24年度は0付近だったが、その後は行政サービス活動に伴う収支の範囲内で投資活動を実施し、安定性を確保

(参考) 財務3表の関係性 金額は都民一人当たりへ換算したものです。



「東京都会計基準」に基づく財務諸表の特徴

都の財務諸表は、税金や国庫支出金等を行政コスト計算書の「収入」に計上（企業会計に近い）。
日々の複式処理と同時に事業別の仕訳を行うことにより、事業別財務諸表の作成も可能。

2015年度 各会計合算財務諸表

① 貸借対照表

(単位:億円)

資 産	334,953	負 債	73,774
流動資産	14,337	流動負債	4,322
固定資産	320,616	固定負債	69,451
		正味財産	261,180

② 行政コスト計算書

費 用	67,510	収 入	73,947
行政費用	66,252	行政収入	73,627
金融費用	894	地方税等	67,379
特別費用	364	国庫支出金	2,841
		分担金及負担金、寄附金等	196
		使用料及手数料	1,502
		その他	1,709
		金融収入	154
当期収支差額	6,437	特別収入	166

行政コスト計算書に計上
税金、国庫支出金等を

収支全体の成り立ちが説明できる

① 収支のバランスが一見して明らか

② 日々の会計処理により、
事業別財務諸表への展開が容易

例：都立高校改革の推進

(単位:千円)

費用	151,093,927	収入	23,647,890
行政費用	147,145,886	行政収入	23,644,935
		地方税	0
		分担金及負担金	12,390,240
		使用料及手数料	16,410
		財産収入	10,480,748
		諸収入	32,078
		寄附金	725,459
		金融収入	0
		特別収入	2,955
金融費用	3,595,615		
特別費用	352,426		
		当期収支差額 (収入-費用)	△ 127,446,038

費用に占める比率	○使用料及手数料	(10,480,748)	6.9%
	○国庫支出金	(12,390,240)	8.2%
	○分担金及負担金、財産収入、諸収入、特別収入	(776,902)	0.5%
	○当期収支差額		84.4%

事業に係る各財源の把握が可能

※ 各数値は、「平成27年度主要施策の成果」から、東京都会計管理局にて試算

学校別の行政コスト計算書等を都立高校HPで公表

「意見交換会」

2017年4～5月に実施した、各自治体向け意見交換会のご案内。

ご案内

地方公会計制度の実務上の留意点に係る意見交換会

「統一的な基準」による初回決算にあたり、実務に係る疑問点について都職員が助言等を行うとともに、参加団体間で情報交換を行うことで、地方自治体の公会計制度の導入・運営を支援します。

実施概要

【全体説明】
 都の実務経験をもとに、決算実務や日々仕訳の留意点、事務負担軽減策、継続的に検討すべき課題などをご説明します。



【意見交換会】
 各団体からのご質問に都職員がお答えするとともに、各団体の取組や、課題について意見交換を行います。

【対面相談】
 個別の質問事項に都職員が対面でお答えします。
 また会場を、各団体間の意見交換の場としてご活用いただけます。



実務担当者には課題が山積！

POINT!

- ・具体的にどんな実務が発生するんだろう？
- ・他の団体ではどんなやり方をしてるんだろう？
- ・限られた体制でどうやれば効率的に作成できるんだろう？
- ・住民にどのように見せていけばいいんだろう？
- ・どう活用できるんだろう？



【平成28年度 参加者からの声】

- 財務諸表作成まで期限が迫っているなか、実務に特化した内容で詳しく話を聞くことができ、大変参考になりました。
- 都では実際にどう対応したのか、経験に則した回答だったので、とても説得力がありました。当市でもぜひ実践したいです。

公金管理について(2017年度公金管理計画)

2017年度公金管理計画

○ 公金全体の資金規模 約5兆1,750億円（平均残高見込）

【内訳】	① 歳計現金等	約1兆400億円
	② 基金	約3兆6,600億円
	③ 準公営企業会計資金	約4,750億円

○ **歳計現金等**は、原則1年以内で保管するものであり、預金での保管を基本

日々の支払に備えるための支払準備金は流動性のある当座預金、普通預金で保管し、これを上回る運用可能資金は定期性預金で保管

○ **基金**の運用にあたっては、各基金の設置目的を踏まえ、それぞれの積立及び取崩の計画等に適切に対応できるよう、金融商品及び運用期間を設定

金融商品別のポートフォリオについては、適切な分散運用を基本とし、金融環境の変化に応じて柔軟に運用

○ **準公営企業会計資金**については、日々の支払に備えるための支払準備金は普通預金で保管し、これを上回る運用可能資金は、定期性預金等を基本に運用

① 「歳計現金等」
都では、歳計現金に歳入歳出外現金（源泉徴収所得税等）と、定額の資金を運用するための基金に属する現金を含んだものを指す。

「歳計現金」
収入・支出に係る現金で、日々の支払に充てるための資金

② 「基金」
特定の目的のため資金を積み立てるために設けた基金に属する現金及び有価証券を指す。

③ 「準公営企業会計資金」
準公営企業の会計に係る資金

「準公営企業」
地方公営企業法のうち、財務規定等が適用される、地方公共団体が経営する企業のこと。都では、病院事業、臨海地域開発事業、港湾事業、市場事業及び都市再開発事業の5事業を準公営企業として設置

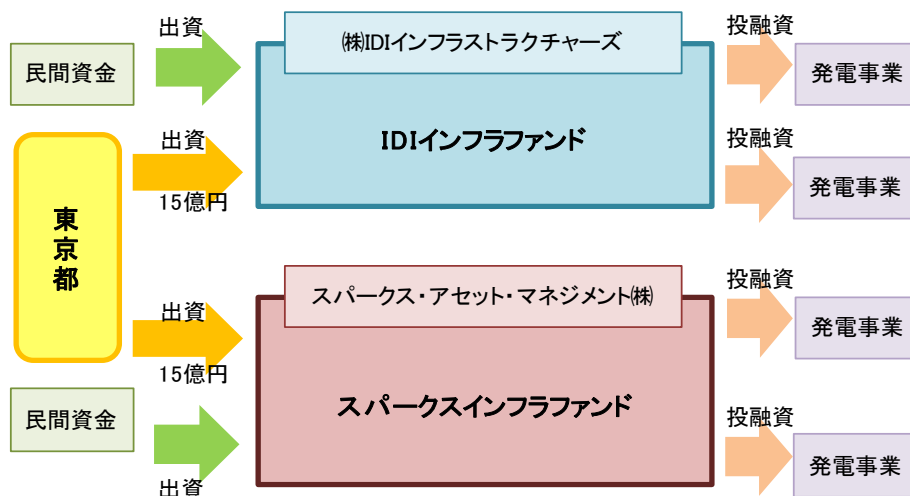
官民連携インフラファンド

本ファンドは、全国のエネルギー分野への投資を通じた電力供給の安定化等を目指す。

【概要】

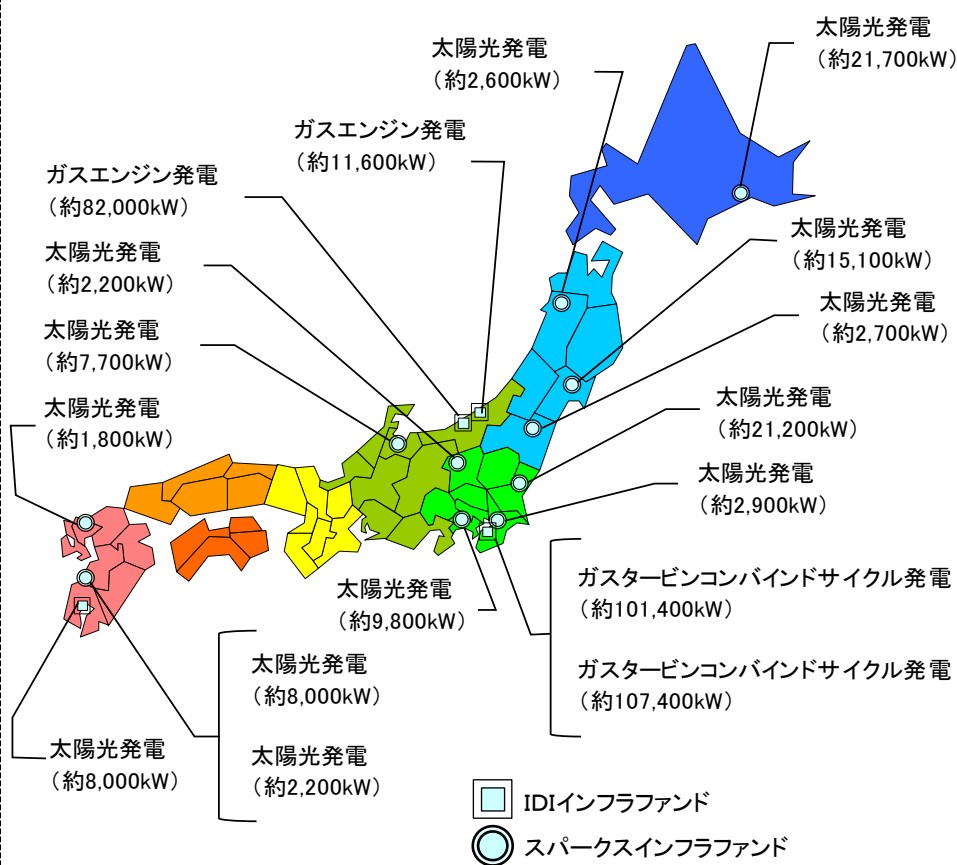
目的	全国のエネルギー分野への投資を通じた電力供給の安定化等
投融資対象事業	電力・エネルギー分野のインフラ事業
組成時期	2012年度
ファンド	株式会社IDIインフラストラクチャーズ スパークス・アセット・マネジメント株式会社
運営事業者	・各1ファンド(投資事業有限責任組合) (計2ファンド)
都の出資規模	各ファンド15億円、計30億円 (有限責任組合員として出資)
ファンド規模	全体で約300億円

【スキーム】



【投融資実績】

投融資先発電所：17か所
発電出力：約40万kW



(2017年9月末現在)

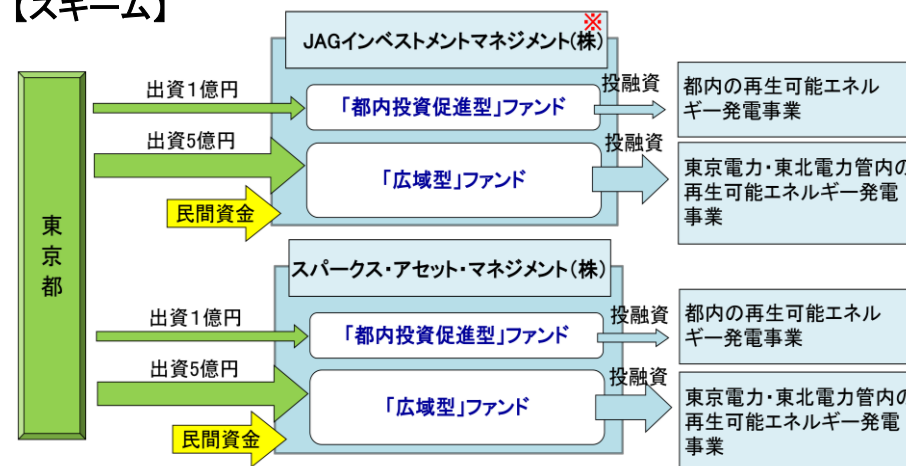
官民連携再生可能エネルギーファンド

本ファンドは、再生可能エネルギーの都内での導入促進、東北地方等における広域的な普及拡大等を目指す。

【概要】

目的	再生可能エネルギーの都内での導入促進、東北地方等における広域的な普及拡大等
投融資対象事業	都内投資促進型ファンド 都内の再生可能エネルギー発電事業 広域型ファンド 東京電力・東北電力管内地域の再生可能エネルギー発電事業
組成時期	2014年度
ファンド	JAG国際エナジー株式会社 スパークス・アセット・マネジメント株式会社
運営事業者	・各2ファンド (都内投資促進型ファンド: 合同会社) (広域型ファンド: 投資事業有限責任組合) (計4ファンド)
都の出資規模	都内投資促進型ファンド 各ファンド1億円、計2億円 (匿名組合出資(有限責任)) 広域型ファンド 各ファンド5億円、計10億円(有限責任組合員として出資)
ファンド規模	全体で約100億円

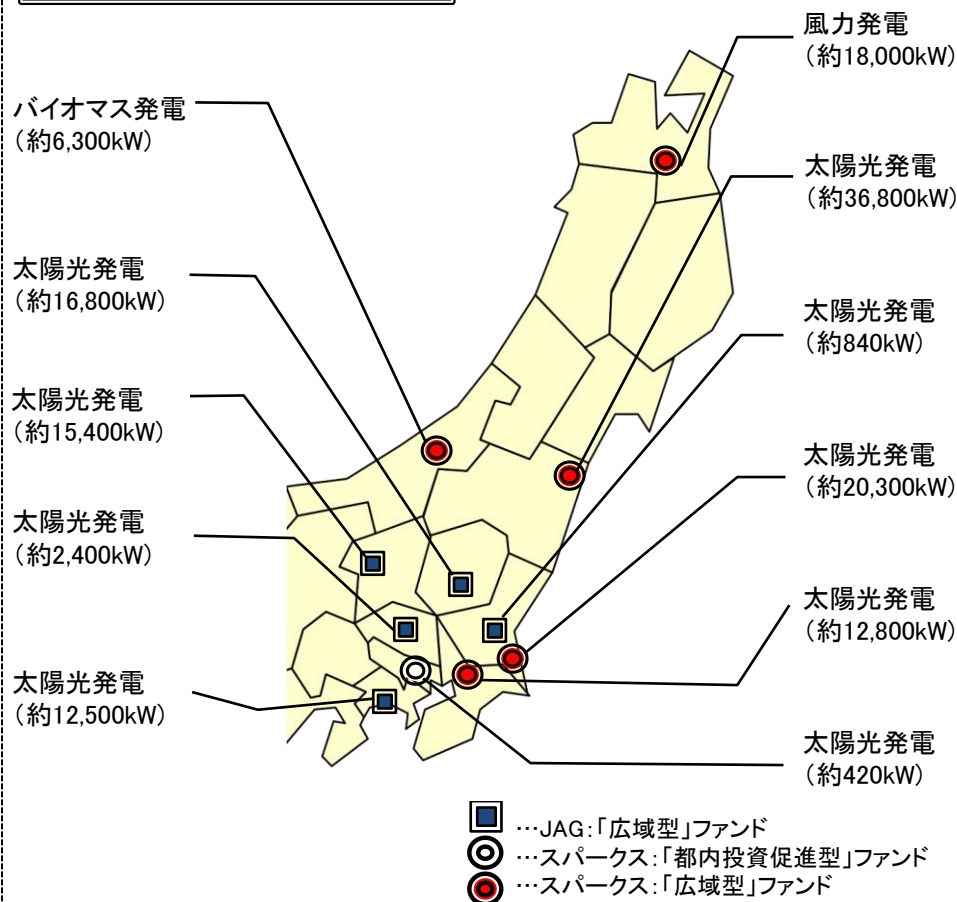
【スキーム】



※ ファンド運営事業者であるJAG国際エナジー株式会社のグループ会社

【投融資実績】

投融資先発電所: 11か所
発電出力: 約14万kW



(2017年9月末現在)

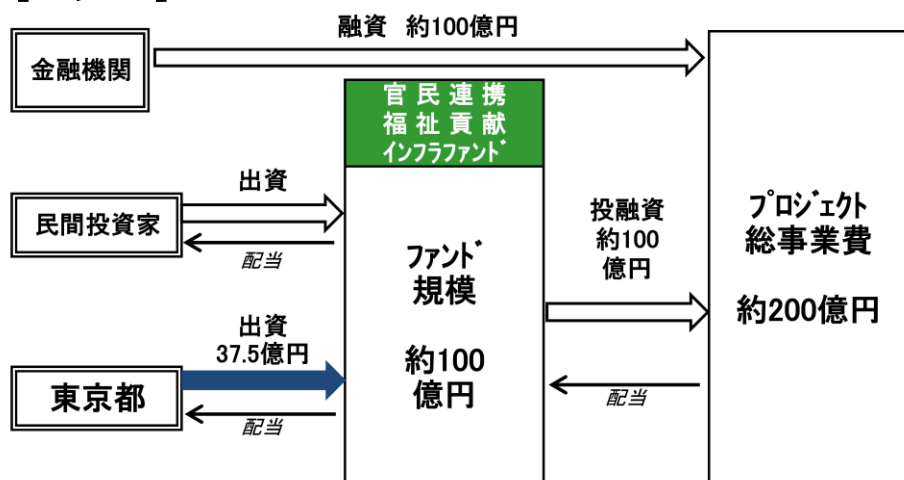
官民連携福祉貢献インフラファンド

本ファンドは、都内における子育て支援施設を含む福祉貢献型建物の整備促進等を目指す。

【概要】

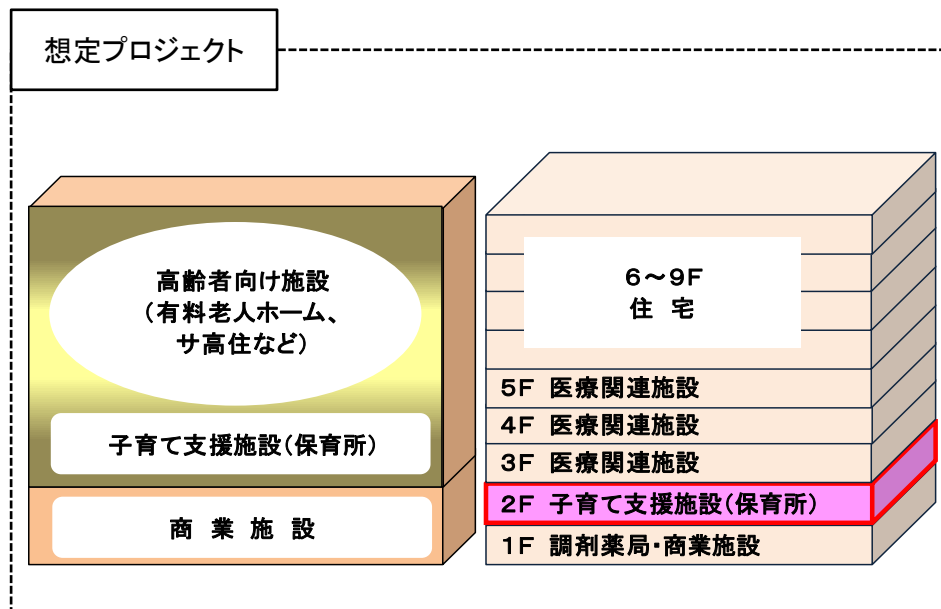
目的	都内における子育て支援施設を含む福祉貢献型建物の整備促進等
投融資対象事業	都内における福祉貢献型建物を整備する事業
組成時期	2015年度
ファンドマネジャー	AIPヘルスケアジャパン合同会社 スターツアセットマネジメント株式会社 ・各1ファンド(投資事業有限責任組合) (計2ファンド)
都の出資規模	AIPヘルスケアジャパン合同会社のファンド 25億円 スターツアセットマネジメント株式会社のファンド 12.5億円 計37.5億円 (有限責任組合員として出資)
ファンド規模	全体で約100億円を目指す

【スキーム】



【投融資実績】

2017年9月末現在、ファンドからの投融資の実現には至っていない。
 ファンドマネジャーは、東京都内において、利用者のニーズや地元区市町村の意向等を踏まえ、事業として成立可能性が高い地域を対象に、様々な案件の実現に向けて検討している。



官民連携ファンドの情報公開

都(有限責任組合員)は、各ファンドについて、それぞれ経済産業省「投資事業有限責任組合モデル契約」に準拠した契約を締結しており、当該契約に基づき公表。

【経済産業省「投資事業有限責任組合モデル契約」における秘密保持条項】

第50条 秘密保持

- 1 有限責任組合員は、
 - (i)本組合に関して本組合、他の組合員若しくは投資先事業者等から受領した情報、及び
 - (ii)本契約に基づき又は有限責任組合員たる地位に基づき若しくは有限責任組合員に本契約において与えられたいずれかの権利の行使により取得した情報(第25条に定める財務諸表等及び半期財務諸表等を含む。)を、第三者に対し開示又は漏洩してはならないものとし、また、かかる情報を本契約に定められる目的以外のために使用してはならないものとする。

但し、かかる情報には、

- (i)受領時に既に公知であったもの、
- (ii)受領時に当該有限責任組合員が既に保有していたもの、
- (iii)当該有限責任組合員が受領した後に当該有限責任組合員の責に帰すべき事由によらず公知となったもの、
- (iv)当該有限責任組合員が、秘密保持義務を負うことなく、第三者から正当に入手したもの及び
- (v)無限責任組合員が開示することを承認したものは含まれないものとする。

2～4 (略)

- 5 組合員が故意又は過失により本条に違反して本組合に損失を与えた場合、当該組合員はかかる損失を補填するものとする。